

いしかり 曆

村山耀一会長石狩市表彰を受賞

村山耀一会長石狩市表彰を受賞	1
「石狩消防組 火災記録 大正四年」にみる 石狩消防組の嚆矢	田岡 克介… 3
村山家文書解説 明治一八年西濱大綱、貞寧（上テイネ・下テイネ）の漁場経営再開に 関連する文書	村山 耀一… 7
石狩川沿いのアイヌ語地名（8） 「ワッカオイ」について	井口 利夫…19
史料紹介 石狩市民図書館所蔵石狩缶詰所関係文書について 村山耀一、工藤義衛	…31
ルーランについて	工藤 義衛…40
歴代 村山傳兵衛の活躍を年表で見る	安井 澄子…46
村山家歴代年表	安井 澄子…55

第 35 号

2022. 3

石 狩 市 郷 土 研 究 会

村山耀一会長が石狩市表彰を受賞

石狩市郷土研究会の村山耀一会長が、石狩市の教育文化功労表彰を受賞されました。表彰式は令和三年一月一九日に石狩市議会議場で執り行われました。

石狩市の表彰理由は次のとおりです。

表彰理由

石狩市郷土研究会の会長である村山氏は、石狩市の歴史とは関係の深い石狩場所請負人の村山伝兵衛の十代目です。一九八七年に同会に入会して三四年間ですが、一九八九年からは理事・副会長・会長として会の運営に携わってきました。その間、例会による研究活動は元より図書館と連携した村山家文書解読事業、会員の研究成果のまとめの場である「いしかり暦」、「石狩の碑」、「校歌集」の発行等をしてきました。また、「石狩の碑」を教材として石狩市役所職員・市民カレッジに対しての歴史教育協力でも活躍をしています。石狩市文化財保護審議会においては、一九九〇年から二〇二一年まで委員、会長を務められております。

主な公職

石狩市文化財保護審議会委員

一九九〇年四月一日～一九九九年三月三十一日

二〇〇〇年四月一日～二〇二二年四月三〇日（二〇〇〇年四月からは文化財保護審議会会長）

表彰式では、村山会長が受賞者を代表してご挨拶をされました。今回の表彰により、村山耀一会長の多年にわたる石狩市の文化、教育に対する貢献が高く評価されたことに心よりお喜び申し上げます。



受賞者を代表してあいさつをされる村山会長



加藤市長から表彰状を受け取る村山会長

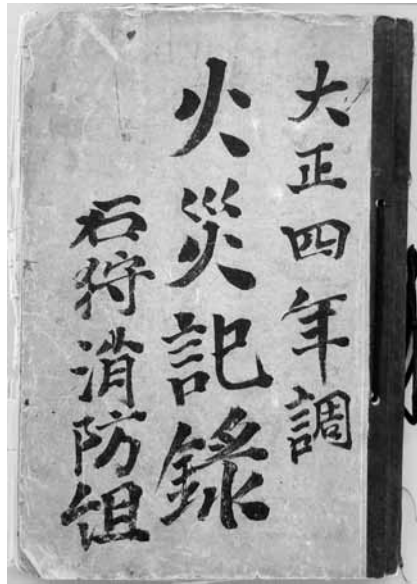
村山会長は、現在も村山家文書の解読学習会では主導的な役割を果たされ、その成果を郷土研究会の会誌「いしかり暦」で発表されております。村山家文書の地道な活動成果は、石狩市だけでなく北海道史研究においても重要な資料となっております。また、例会など会の運営一般にも積極的にかかわっておられるだけでなく、市民カレッジでも企画のほか講師を務めるなど多彩な活躍をされておられますが、今後益々のご活躍をご祈念しております。

どうかこれからも、活躍を続けられるとともに、お体を大事にされ、充実した日々を送られるようお願いしております。

「石狩消防組 火災記録 大正四年調」にみる

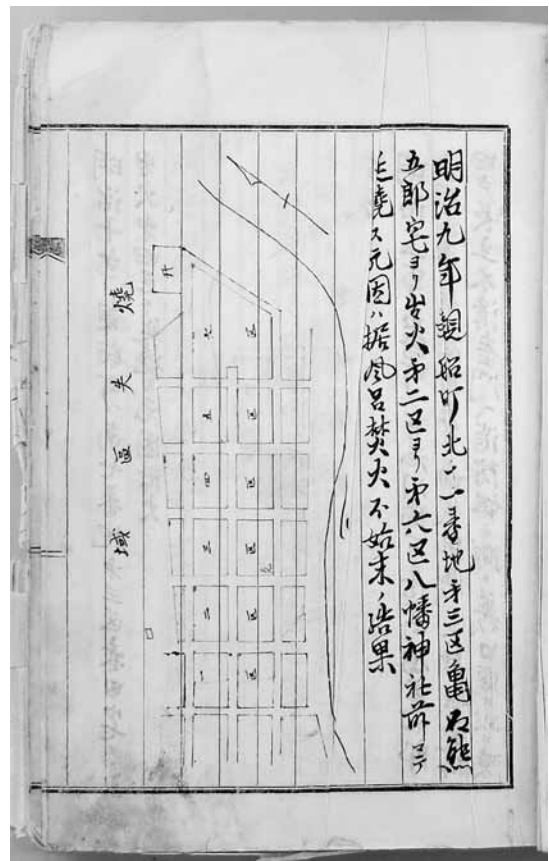
石狩消防組の嚆矢

田岡 克介



石狩北部一部事務組合石狩消防署に保存の簿書七冊は三消防組に関する記録であり、本市における消防史料として貴重なものである。本稿では石狩市街（本町地区）に係る「石狩消防組 火災記録 大正四年調」から若干の考察を試みたい。

同書の書き出しは「明治九年親船町北一一番地第三区亀石熊五郎宅より出火ん第二区より第六区八幡神社前まで延焼す元因は据風呂不始末の結果」と三行書きされ、延焼区域の略絵図を併記している。次ページは二行書きで「明治一〇年親船町南七番地第三区赤田宅より出火第四区に延焼す元因付火」とし略図も載せている。記載者は字跡から見ても明治四二年までは同一者による所謂一括した後書きであり、火災直後記載されたものではない。大正三年五月以降昭和四年二月までは複数の書き手により順次記載されている。残念なことに、大正二年以前の記録原本は現存せず、確たる史料とは言えないが、火災ごと絵図面の記載があることなどからして原本転写を伺えうる内容であり、次に



示す史料一により出火の事実を証明することができる。ここでは、冒頭に明治九・一〇年火災の裏付け及び特記について考えてみたい。

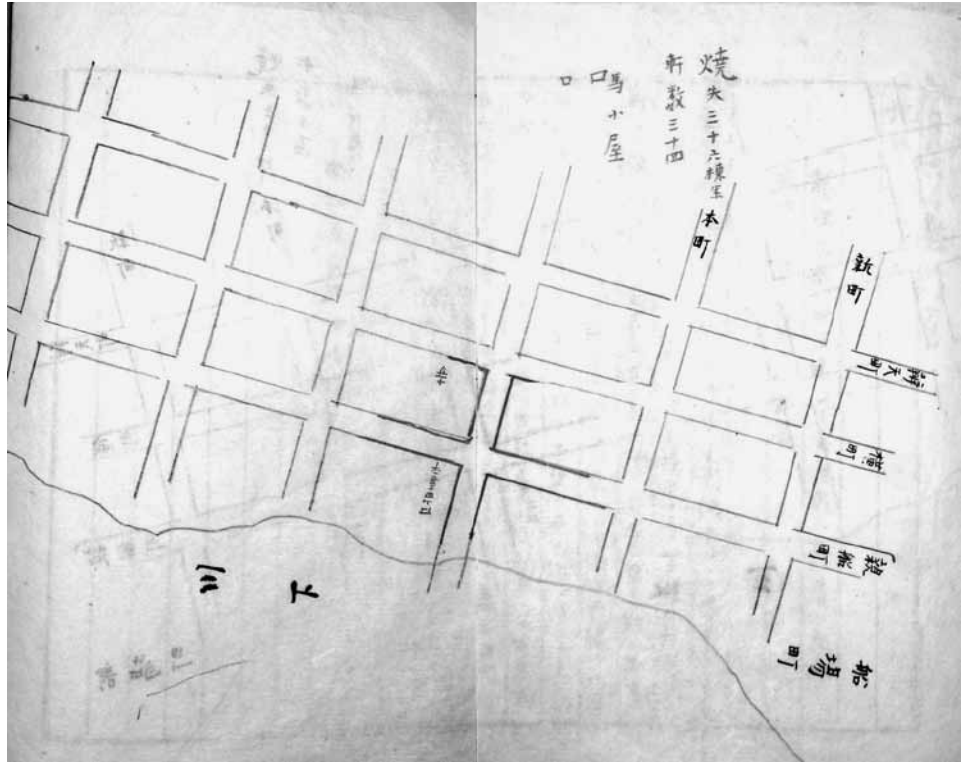
(史料一)

石狩町出火の儀上申

本月廿日午後二時石狩国石狩郡親船町平民浴湯渡世山田嘉兵衛裏雑物庫より出火に付き何れも消防尽力致候共折節東風烈敷加之連日晴天打続き是れか為家主悉く乾燥し火勢一時に延蔓し候故新掘井の水便あるも現時鮮に際し壮丁の者四方に出稼町人少の折柄に付充分の消防行届兼終に三十四軒類焼 同六時鎮火尤人畜死傷は無之候別記略絵図相添此段上申仕候也

明治十年四月式六日

札幌在勤 開拓権大書記官 調所広丈



石狩町出火焼失区域略図（「石狩町出火ノ義上申」につけられた付図）

〔石狩町出火ノ義上申〕 道立文書館所蔵・簿書五八六四・開拓使公文録本庁上申）

本史料は明治一〇年四月二六日開拓使札幌本庁より開拓使東京出張所黒田清隆開拓長官へ提出された「石狩町出火について」の上申文で

ある。火災の状況が「火災記録大正四年調」より具体的に記され、しかも、火災発生後六日後のことであり、出火場所や被災棟数に他の記述と若干の違いは見受けられるが、補完に足る十分な史料であり明治一〇年出火の事実は確認できる。

さらに、幕末には市街地が形成されていたにもかかわらず本記録簿は、明治九・一〇年の火災から記載されていることについて考えてみる。

本記録簿は火災記録のみを目的としたものではなく、消防組の組織化や歴代消防組頭名などの重要事項が要約され随所に見受けられ、とくに、消防組創設の動機となる火災を敢えて冒頭に記載の上編纂したと思われる、同書中に次のような記載がある。

（史料二）

明治十二年石狩町有志川端万蔵 高橋慶太郎 吉田嘉平 斎藤捨平の四氏熟議の上時の区長松田戸長立木清左衛門へ消防組織の義口頭を以て陳述せる処直ちに許可せられ市街一般の寄付を仰ぎ右四氏責任者となり仲町へ九尺に三間半の番屋を設立し火の見梯子を建て煉瓦崩れの長祥天五十五枚頭巾五十個長鳶十五丁纏一本梯子一挺元場井樋三つ手桶十五個を購求し茲に初めて消防組創立せられる時に札幌県庁より椀用そくとう一台水管巻き一台下付せられたり

ここに記された消防組創設に関する史料に先立ち、開拓使は、明治一〇年五月、前年に続いた火災であり、さらに鮭漁期になると季節風は南東の乾燥風に変わり、そのうえ男は、厚田、浜益の鮭場に出稼ぎに行くなど、男手不足も重なる事情を考慮し、消防組の設置方を石狩郡戸長総代へ達文をもって促している（史料三）。

これらのことからして、「火災記録大正四年調」の編纂にあたり、

消防組創設は極めて重要なことと受け止め、関係文を記載したものと考えられ、石狩消防組の嚆矢を後に伝えようとする意志を感じるところとが出来る。

石狩消防組の創設に関する「達文」(開拓使文書)は次のとおりである。

(史料二)

丁第二十号 五月二十二日 石狩郡戸長総代

某郡消防規則別冊の通相定候條此旨相達候事(別冊)

石狩市街消防規則

石狩郡市街人民の儀既に明治九年五月七日同十年四月二十二日を以て両度の火災に被り頗る困難に陥り方向に迷う者亦不少是れか為自立着産むの念を却却し実以不容易儀に付今般官費を以て消防器械各一組相備候條市街の人深く御主意を体認し該器破損等の節は其時々区費を以て速に修理を加え非常の節差支無之様厚く注意可致依て舟場町渡船近傍に区費を以て夜廻番屋を取設け消防組設置候に付右組合に編入の者は平常堅固に心掛け非情の節は速に馳付尽力可致候事

第一条

一、夜巡番の者は無間断市街を巡邏し出火と認め候節は直に舟場町火の見台に上り定め通撞鐘可致事

半鐘打方心得

- 一、近街出火の時は三つ続け打
- 一、野火近傍に迫り人家に患有之時も同様
- 一、人家に迫りし野火は二つ続け打

第二条

消防組は半鐘を聴や速かに舟場町兼て定めの場合へ駆付各々定め

の通り器機

を携へ隊伍組戸長総代の指揮を受け出火場へ可繰出事

但 従来消防器械所持致候者は消防組同様の心得を定めの場合へ速に駆付該組に応援すべし

消防器械

但 該器材受持人を相定め置き板札を製し該器人名を記し毎戸に掲置へし

一、西洋型ポンプ

一台 但付属品添

一、龍吐水

二挺

一、玄蕃桶

二組

一、小桶

二十

一、梯子

二挺

一、纏

一流

一、鳶口

二十挺

一、印號はた

一流

一、炊出しはた

一流

一、差股

一挺

一、高張提灯

二張

一、炊出し高張

一張

一、細長弓張提灯

七張

其外消防に便なる得物を携ふるものは適宜たるべし

第三条

一、消防組の者精々消防に尽力し苟しくも座視傍觀或は謂れなくして自家に居残

一、る等の挙動決して致間敷事

第四条

一、長火の節消防組へ炊出予め其世話人を定め置臨時差支さる様焚出運送可致其

費は追て区費を以て可償事

第五条

一、消防組の者平常共万事に注意し務て猥り■ケ間敷儀無之様心掛事

第六条

消防方格別勉勵の者へは夫々賞譽を与ふへき事

右之通相定候事

※■は欠字

(石狩町誌下巻 第二章第二節防災・一四三ページ)

以上のように開拓使札幌本庁より石狩消防組の設置を促す「達文」が戸長総代立木清左衛門宛て出されている、しかしこれをもって直ちに消防組が創設されたのではなく、現実的には自警が継続するなかで、史料二に示す経緯を経て二年後の明治一二年の創設に至ったと考える。史料二・三の史料を重ねると歴史の筋が見え興味深い。

資料二にみるの四人の消防組発起人は、料理屋、材木商、雑業など日頃より街中に居る職業であり、しかも、消防組の設置費用、維持費など多くを町方の寄付に依存している、四人は日頃より地域活動を行うなど、そこには、信用される世話役像が浮かんでくる。

明治一〇年百四〇万尾の鮭漁の記録があるなど、次第に整っていく石狩の息吹を感じとることができる明治初期の出来事である。

石狩町役場に入って間もなく町誌編纂に関わり、石狩町関係史料発掘の際に作ったノートが出てきました。「石狩消防史」はラーメン一杯で頼まれ、このノートを元に書いたものです。当時のことが懐かしく思われ書くことになりました。

謝辞

本稿をまとめるにあたって史料調査にご協力をいただいた石狩市総務部文書統計担当、石狩市防災まちづくり協会吉田宏和氏に感謝申し上げます。また所蔵資料の使用を快諾いただいた石狩消防署に感謝申し上げます。

参考文献

- 「火災記録 石狩消防組 大正四年調」 原本 北石狩消防署蔵
- 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署 一九七九 石狩消防百年史
- 石狩町編 一九八五 石狩町誌中巻I
- 石狩市編 一九九七 石狩町誌下巻
- 二〇〇三 石狩市年表

村山家文書解読

明治一八年西濱大綱、貞寧（上テイネ・下テイネ）の漁場
経営再開に關連する文書

村山耀一

文書1

地券請取之證

北海道博物館収蔵 収蔵番号100395 整理番号245

石狩市民図書館目録 索引番号0345

北券請取之證

石狩国石狩郡字大綱

一、海産干場四千八百六拾貳坪

地價金千四百五拾八円六拾錢
此 百分一金

全国全郡字上テ井子

一、海産干場千貳百五拾坪

地價金貳百八拾三円三拾三錢三厘
此 百分一

全国全郡字下テ井子

一、海産干場千貳百五拾坪

地價金三百貳拾円八拾三錢三厘
此 百分一

右私所有ノ地券證御下渡

相成正ニ奉請取候依之御請

書如斯也

石狩国石狩郡石狩
親船町南廿三番地

明治十八年八月

村山耀一

石狩国石狩郡字大綱

一、海産干場四千八百六拾貳坪

地價金千四百五拾八円六拾錢

此 百分一金

全国全郡字上テ井子

一、海産干場千貳百五拾坪

地價金貳百八拾三円三拾三錢三厘

此 百分一

全国全郡字下テ井子

一、海産干場千貳百五拾坪

地價金三百貳拾円八拾三錢三厘

此 百分一

右私所有ノ地券證御下渡

相成正ニ奉請取候依之御請

書如斯也

石狩国石狩郡石狩

親船町南廿三番地

明治十八年八月

村山耀一

北海道博物館収蔵 収蔵番号100397 整理番号242
石狩市民図書館目録 索引番号0347

文書2

海面返上并ニ拝借願

石狩郡字西濱大網ニおいて

一 海面

壺ヶ所

右者井尻静蔵鮭漁引網式統曳場として

拝借致来候處今般所有ノ海産干場村山そのへ

賣渡候ニ付右海面返上仕候間御差支モ無御座候

ハ、書載ノ海面更ニ全人へ御貸渡シ成下度

別紙図面相添連印ヲ以此段奉願候也

石狩国石狩郡石狩横町北

三拾番地

返上人

明治十八年八月廿七日

井尻静蔵 印

石狩国石狩郡石狩弁天町十七番地

平民 村山その 総理代人

函館縣渡嶋国松前郡福山

傳次沢村在籍平民

当時後志国小樽郡湊町三番地

寄留 田口梅太郎 代

石狩国石狩郡石狩親船町

契

南廿三番地

拝借人

加藤 圓八 印

同国同郡石狩新町壺番地

隣場人

磯部 三郎 印

後志国小樽郡若竹町廿番地在籍

石狩郡石狩字西浜

隣場人

工藤 多六 印

石川縣加賀国石川郡笠嶋村

代 西谷 仁助 印

札幌縣令調所廣丈殿

前書願出ニ付奥印之上進達候也

明治十八年八月廿八日

石狩厚田濱益郡郡長心得齋藤 皓

代理

郡書記柴山貞七

札幌縣郡書記柴山貞七

勸第三百八十七號

願之趣聞届候條成規之通現品稅營業者ヨリ

上納可致事

明治十八年九月三日 札幌縣令調所廣丈

札幌縣令調所廣丈印

營業見込調

- 一 鮭曳網 式統
- 一 漁舍 壹棟
- 一 倉庫 五棟
- 一 テツキ 壹棟
- 一 保津船 貳艘
- 一 胴船 貳艘
- 一 雇夫 七拾名
- 一 是ハ鮭漁中使役ノ見込
- 一 例年収獲見込高 千百石

右之通候也

明治十八年八月

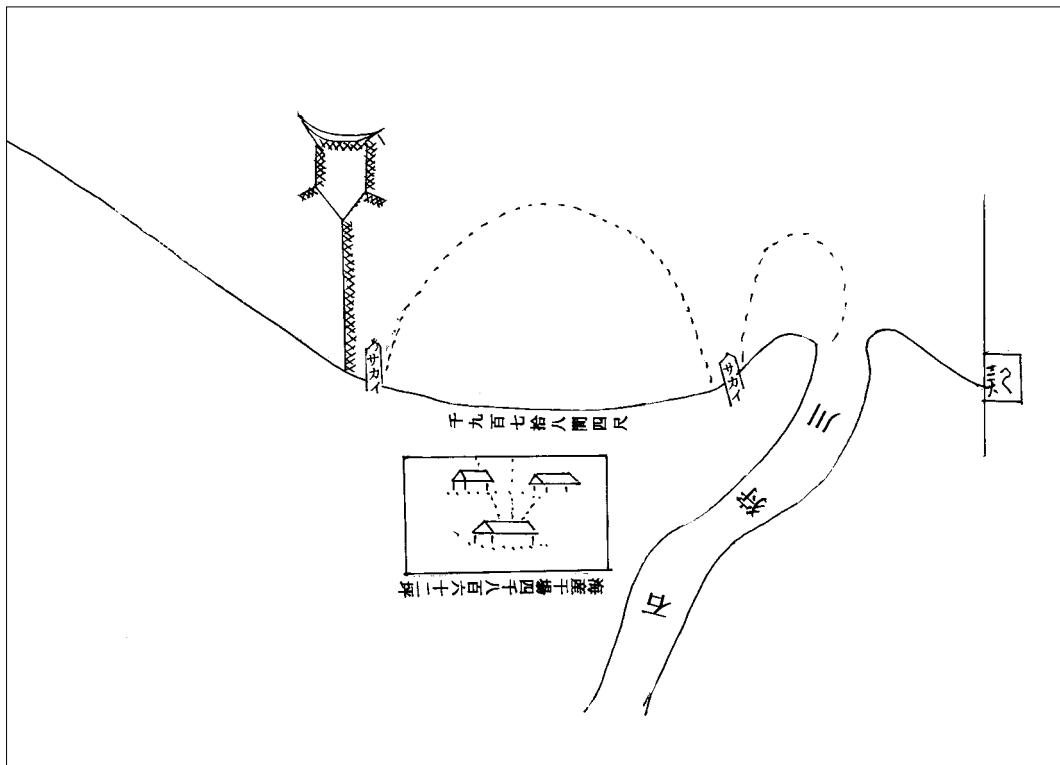
村山その総理代人

田口梅太郎 代

加藤 圓八

印

図面 1



北海道博物館収蔵 収蔵番号100407 整理番号244
石狩市民図書館目録 索引番号0357

文書3

海面返上并ニ拝借願

石狩郡字上テイ子において

一 水面

壺ヶ所

右者井尻静蔵鮭漁引網式統曳場トシテ拝借致来候處今般所有海産干場村山そのへ賣渡候ニ付右海面返上仕候間御差支モ無御座候ハ、書載ノ海面全人へ御貸渡被成下度別紙図面相添連印ヲ以テ此段奉願候也

石狩国石狩郡石狩横町

北三十番地

返上人

井尻 静蔵 印

明治十八年八月廿七日

石狩国石狩郡石狩弁天町十七番地

平民 村山その総理代人

函館縣渡嶋国松前郡福山

傳次沢町在籍平民

当時後志国小樽郡湊町三番地

寄留 田口梅太郎 代

石狩国石狩郡石狩親船町南

契

廿三番地

拝借人

加藤 圓八 印

同国同郡石狩親船町南式拾壺番地

同字養芝

隣場人

安斎 磯貝 印

同郡石狩東濱町壺番地

隣場人

藤野源兵衛 代

後志国小樽郡朝里村四十四番地

大嶋 吉蔵 印

札幌縣令調所廣丈殿

前書願出ニ付奥印之上進達候也

明治十八年八月廿八日

石狩厚田郡長心得齋藤 皓

代理

郡書記柴山貞七

札幌縣郡書記柴山貞七

勸第三百八十七號

願之趣聞届候條成規之通現品稅營業者ヨリ

上納可致事

明治十八年九月三日 札幌縣令調所廣丈

札幌縣令調所廣丈印

契

營業見込調

一 鮭曳網 貳統 但 貳百拾間宛

一 漁舍 壹棟

一 倉庫 貳棟

一 保津船 貳艘

一 丸木船 貳艘

一 雇夫 四拾名

是ハ鮭漁中使役ノ見込

例年収獲見込高 八百石

右之通候也

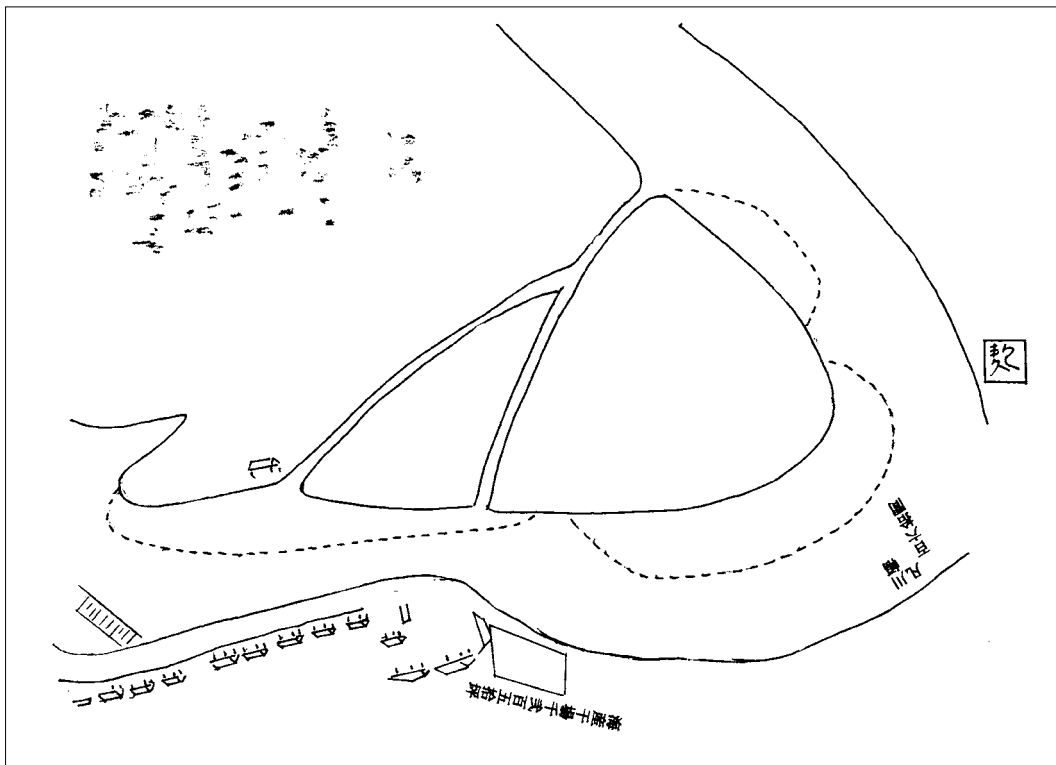
村山 その

総理代人

田口梅太郎 代

明媚十八年八月 加藤 圓八 印

図面 2



北海道博物館収蔵 収蔵番号100404 整理番号243
石狩市民図書館目録 索引番号0354

文書4

海面返上并拝借願

石狩郡字下テイ子ニおいて

一 水面

壹ヶ所

右者井尻静蔵鮭漁引網式投曳場として拝借致来候處今般所有海産干場村山そのへ賣渡候ニ付右海面返上仕候間御差支モ無御座候ハ、書載ノ海面更ニ全人へ御貸渡被成下度別紙図面相添連印ヲ以此段奉願候也

石狩国石狩郡石狩横町

北三拾番地

返上人

井尻 静蔵 印

明治十八年八月廿七日

石狩国石狩郡石狩弁天町十七番地

平民 村山その総理代人

函館縣渡嶋国松前郡福山

傳次沢村在籍平民

当時後志国小樽郡湊町三番地

寄留 田口梅太郎 代

石狩国石狩郡石狩親船町

南廿三番地

拝借人

加藤 圓八 印

石狩国石狩郡石狩東濱町壹番地

隣場人 藤野源兵衛代

契

後志国小樽郡朝里村四十四番地

大嶋 吉蔵 印

同国同郡石狩親船町南式拾壹番地

石狩郡石狩字養芝

隣場人

安齊 磯貝 印

札幌縣令 調所廣丈 殿

前書願出ニ付奥印之上進達候也

明治十八年八月廿八日

石狩厚田郡長心得齋藤 皓

代理

郡書記柴山貞七

札幌縣郡書記柴山貞七

勸第三百八十七號

願之趣聞届候條成規之通現品稅營業者ヨリ

上納可致事

明治十八年九月三日 札幌縣令調所廣丈

札幌縣令調所廣丈印

契

營業見込調

- 一 鮭曳網 式統 但 式百式拾間宛
 - 一 漁 舍 壹棟
 - 一 倉 庫 三棟
 - 一 テツキ 壹棟 生鮭取扱所
 - 一 保津船 式艘
 - 一 丸木船 式艘
 - 一 雇 夫
- 是ハ鮭漁中使役ノ見込

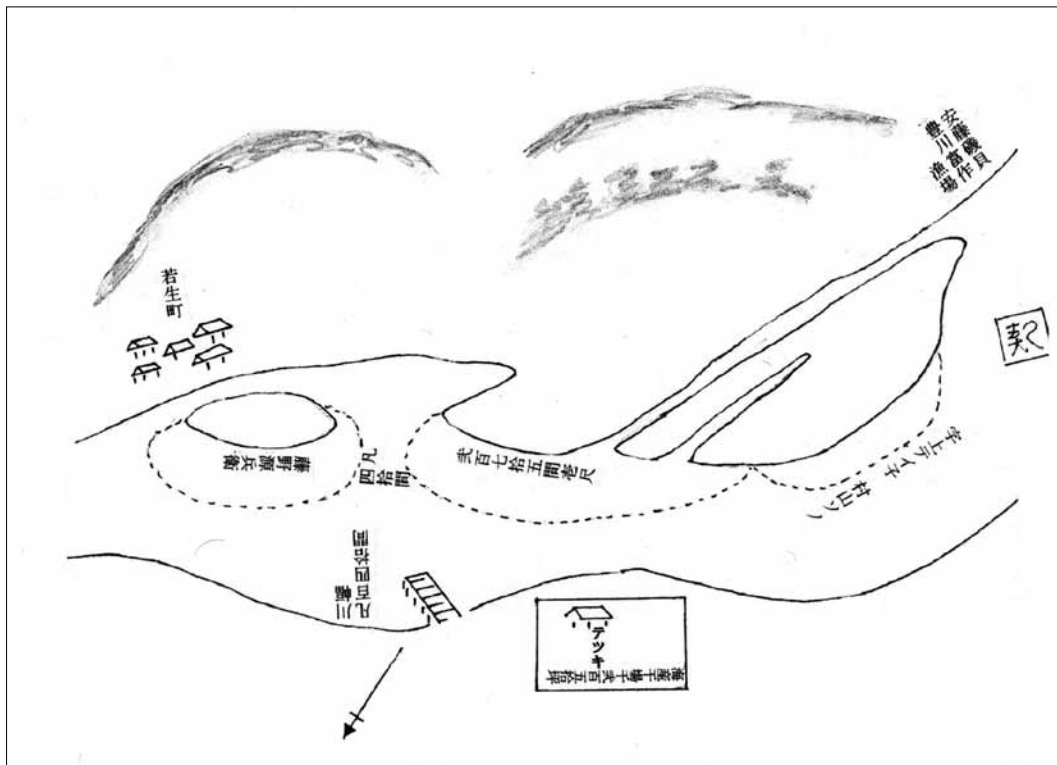
一 例年収獲見込高 千七百石

右之通候也

村山その総理代人
 田口梅太郎 代
 明治十八年八月 加藤 圓八 印

(注) テツキニ生鮭を取り扱う場

図面 3



【解説】

(1) 石狩漁場を井尻家に託した明治八年までの村山家の概要

この度の文書は「いしかり暦」三十号に載せた「明治八年村山家が石狩場所を井尻家に託した際の関係文書」に関連するものです。

村山家は初代伝兵衛が元禄十三年（一七〇〇）に能登国安部屋村（現石川県羽咋郡志賀町安部屋）から渡海し松前に籍を設けて廻船業を営み、屋号を阿部屋、店印を(十五)（まるじゅうご）とし、村山家の基礎を築いた。宝永三年（一七〇六）には場所請負人として宗谷、留萌をはじめ石狩などの場所請負を家業としアイヌとの交易やアイヌに新しい漁法を教え漁獲を増すなど漁業経営に優れた手腕を発揮した。

特に三代目伝兵衛の時には事業が隆盛に向かい、経営した漁場は東西蝦夷地一円のほか、樺太や国後を含め三十五場所におよび、保有する新造、購入した弁財船の数は二百石積みから千八百石積みのものまで、合計百二艘にも達していたから、松前地に入入りする船の三分の二は、伝兵衛の持ち船であった。その財力は蝦夷地第一であり豪商とまで呼ばれた。

六代目伝兵衛の時の文化一二年（一八〇六）には石狩十三場所を一括請負、石狩は村山家の本拠地として安政四年まで請負った。

幕末期に入り外国がわが国に開国を求める動きが活発になり、安政元年（一七五四）日米和親条約を締結し、下田と箱館を開港した。一方ロシアの南下を恐れた幕府は翌二年再び蝦夷地を幕府直轄領とした。蝦夷地警備が箱館奉行だけでは難しいと考えた幕府は時代の変化の中で本府を石狩地域に考えていて、安政四年（一八五七）には箱館奉行石狩調査役並の荒井金助を石狩役所に赴任させ、翌安政五年「石狩改革」を実施した。この改革により一五〇年ほど続いていた村山家の場所請負人としての立場を罷免され、西濱（大網）、貞寧（上テイネ・下テイネ）などの幾つかの漁場持ちの出稼ぎ漁業者扱いに縮小された。石狩改革後の村山家は、鮭の不漁続きのうえ、経営の本拠であった運

上屋（元小家）が本陣に指定され、通行人の取扱いを命じられたため多額の経費を支出し次第に家産を傾けていった。

慶応四年（一八六八）の王政復古の大号令の際は、村山家が請負を復活し家を再興させる好機ととらえた。村山家漁業部を任されていた村山伝次郎は、同年五月箱館裁判所が開かれると、請負の復活を求め何度となく請願を繰り返していたが、聞き入れられなかった。ところが十月に榎本脱走軍が鷲の木に上陸し五稜郭を占領したのである。戦乱が一段落した十一月になると、脱走軍は軍資金の必要性もあり石狩場所などの請負人を公募することになった。

村山伝次郎は石狩場所が他の商人の手に落ちるのを恐れ脱走軍に不安を感じながらも脱走軍は運上金として二、五〇〇両の即納を求めたが、借金をして前納金五〇〇両を修めることで十二月に契約をした。しかし、翌明治二年五月の榎本脱走軍の降伏により水泡に帰したのである。

このように、村山家は「石狩改革」と榎本脱走軍との関わりで、経営難であったが多数の奉公人を抱えていたため、経営から手を引くことが出来ず、漁場入札のためさらに借金を重ねたため経営を立て直すのが難しかった。その村山家の経営苦心に対し援助の手を貸したのが、鹿児島出身の井尻半左衛門であった。井尻家との関わりは伝次郎の従弟にあたる村山源助が新潟で井尻半左衛門の持ち船の船長であったことにより、井尻家との関わりができ、「いしかり暦」三十号に載せた「賣渡證書之事」により石狩で担っていた西濱（大網）、貞寧（上テイネ・下テイネ）の漁場と諸道具を添えて七千五百円で譲渡した。また、村山家から井尻家に出した「約定證書之事」には期限を七ヶ年としている。さらに漁場の外鮭漁業に関わる品々も井尻家に託しておりその一覧が同号に載せた「明治八年三月 石狩郡鮭漁場 西濱大網并貞寧附属品々調子書」である。

【資料3】

「石狩河海濱略図」

明治二十七年発行『風俗画法』内
石狩観鮭漁之記 関場梅屋 著より



【資料4】

北海道博物館収蔵

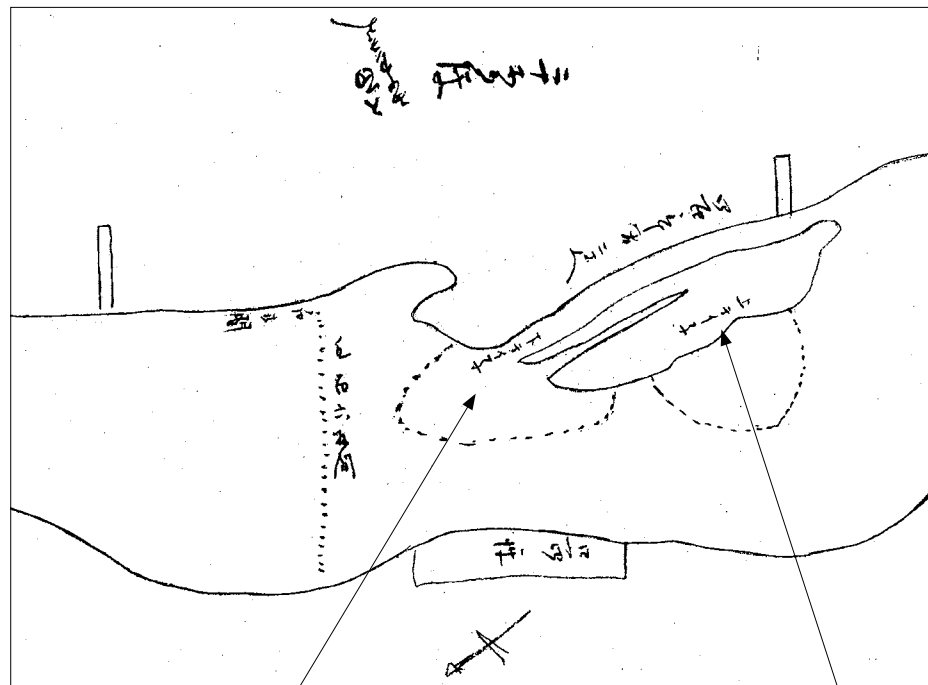
収蔵番号100417

整理番号274

石狩市民図書館目録

索引番号0364

(テイネ周辺図)



下テイネ

上テイネ

《大網》

文書1では「大網」、文書2では「西濱大網」となっているが、石狩が市制施行前の住所では西濱も弁天町の字名の一つであり「石狩町大字弁天町字西浜」「石狩町大字辨天町字大網」となっていて独立した地名であることがわかる。西濱は(資料1)に示すように本

町地区より南西側の広い海岸一帯を指し、大網は灯台辺りから現在の海水浴場（ドリームビーチ）辺りまでを指していたと言われる。この間が大規模な鮭の曳き網場になっていたことから「大網」の地名が付いたといわれる。

（図面2）はその網引場の大きさであるが幅千九百七拾八間四尺と記されており換算すると三四九七、二一六センチメートルと規模の大きさが分る。時代は少し下がるが『風俗画報』（明治二十七年発行）の中で関場梅屋が石狩旅行記「石狩観鮭漁之記」を載せている。関場は詳細に描いた絵図を添えて村山家の鮭大網漁の様子を載せている。

当時、村山家漁場は「村山その」が戸主として石狩の場所経営を担っているのだが、この旅行記の記述には九十五（村山家の店印）村山惣吉の名で説明されている。（この名は不詳）

しかし、同書の中の記述には「此漁場は当村村山惣吉（家号を丸十五と云）が所轄にて石狩川口より此方一里がほどは同人の持にて石狩湾第一の好漁なり」と書かれていて絵図（資料3）をみると「川口ヨリ（灯台の辺り）一里間（約四キロ）村山惣吉大漁場」とある事から図面2で記されていた距離とおおよそ位置する大きな網引場であり（資料2）の「石狩海濱鮭大漁場図」を見てもその規模がうかがわれる。

《上テイネ・下テイネ》

（資料1）にはテイネイと記してあり漢字では「貞寧」として表しているが、文書では「テイネ」「テイ子」として書かれていることもあり語源はアイヌ語からきている。永田方正によるとテイネ・イ（teine-i）は「濡れている・処」と称し河口あたりの低湿地になっているところをいう。

ここは石狩川が河口近くで大きく蛇行している右岸にできた地形を称して、それは石狩川が運んできた土砂が蛇行の内側に堆積し低地を作り中洲も作っている。一方左岸は川の流れて浸食され水深も深

くなる。永田方正は右岸にできた低地を「漁夫川に入り腰まで濡れて網を引きたるによつて名付く、但し近來の名にして古名にあらず」と云っている。このように石狩川の河口部の低地は川に上る鮭を捕獲するのに絶好な網引き場であった。その貞寧（テイネイ）漁場も（資料4）をみると上流部を「上テイネ」、下流部を「下テイネ」と称していたが、左岸に設けられていた海産干場のあった場所も市制施行前は一部大字船場町字上テイネ、大字船場町字下テイネと呼ばれた場所があったとされる。

(3) 掲載した文書

文書1 「地券請取之證」

この文書は明治十八年八月に村山その（婿は故伝次郎）が役所に差し出した控である。明治八年村山家は経営悪化に伴い、伝次郎はその救済を井尻半左衛門に七年間の約束で所持していた石狩の西濱大網、貞寧（上テイネ・下テイネ）の三漁場（鮭網引場）を井尻家に売り渡し漁場経営を井尻家に託していた。が諸事情により約十年ぶりに村山家に返却されることになった。当初契約を交わしていた伝次郎は明治十三年十月二日に五十五歳で没していることから村山そのが地券を受取っている。

ここには大網、上テイネ、下テイネ鮭漁場の海産干場の総坪数やその地価が記載され、最後に「私所有ノ地券證御下渡相成正ニ請取候」となっていて村山家に漁場権利が戻ったことを示している。

尚、「海産干場」とは漁業収穫物を海浜で収容及び加工する地所であり、船や網で収穫した鮭などの海産物の処理には欠かせない場所である。

文書2 「海面返上并ニ拝借願」

この文書は「地券請取之證」に示された大網（西濱大網）漁場について井尻静蔵が村山そのへ海産干場の売渡した旨海面の返上するので

同人へ貸渡してほしいと札幌縣令調所廣丈に宛てた文書の控えである。

これに添えた図面を見ると、借用する網引場の範囲は千九百七拾八間四尺(約三五六一、六^{dm})に及び、まさしく「大網」と呼ばれていた。

また海産干場は四千八百六十二坪(約一六、〇四四^m)あり札幌ドームアリーナ面積(一四、五〇〇^m)より広がったことが分ります。

文書には「営業見込調」が記載されているなかで漁舎壱棟、倉庫五棟、テツキ壱棟などが干場に建てられていたと考えられ資料3の情景が想像される。文書には村山そのの外に親戚にあたる田口梅太郎(そのの長女コトの婿徳太郎の兄で実業家 旧姓寺島)が総理代人として名を連ね、拝借人として村山家の支配人加藤圓八、同漁場の両隣の漁場人(隣場人)

の磯部三郎、工藤多六(代 西谷仁助)が名を連ねている。

文書3 「海面返上并拝借願」

この文書も同様「地券請取之證」に示された上テイネ漁場について井尻静蔵が村山そのへ海産干場の売渡した旨海面の返上するので同人へ貸渡してほしいと札幌縣令調所廣丈に宛てた文書の控えである。

上テイネの場所については前述のとおりである。上テイネは河であり干場も河岸にあるが、文書では「海面」「海産」と表示している。

ここの海産干場は千式百五拾坪(四、一二五^m)あり、「営業見込調」に記された漁舎壱棟、倉庫式棟が建てられていたと考えられる。

文書には村山そのの外に親戚にあたる田口梅太郎が総理代人として名を連ね、拝借人として加藤圓八、隣場人として安齋磯貝、藤野源兵衛、(代 大嶋吉蔵)が名を連ねている。

文書4 「海面返上并拝借願」

この文書も同様「地券請取之證」に示された下テイネ漁場について井尻静蔵が村山そのへ海産干場の売渡した旨海面の返上するので同人へ貸渡してほしいと札幌縣令調所廣丈に宛てた文書の控えである。

下テイネの場所については前述のとおりである。下テイネも河であり干場も河岸にあるが、文書では「海面」「海産」と表示している。

ここの海産干場では千式百五拾坪(四、一二五^m)となっており上テイネと坪数が同じ規模であったのか確かでない。図面では下テイネ漁場の範囲は式百七拾五間壱尺(約四九五、三^{dm})で上流部に村山そのの上テイネ漁場の範囲も記している。

文書には村山そのの外に親戚にあたる田口梅太郎が総理代人として名を連ね、拝借人として加藤圓八、隣場人として藤野源兵衛(代 大嶋吉蔵)、安齋磯貝が名を連ね、図面では豊川富作の漁場も上テイネ漁場の隣場にあつたことがわかる。「営業見込調」には漁舎壱棟、倉庫三棟、テツキ壱棟、敷地内に「テツキ」が記載されている。

(4) その後の村山家

明治二十八年、第四回内国勸業博覧会に村山そのが塩鮭を出品し総裁賞を受賞するなど事業の最盛に向っていたが、頼りにしていた田口梅太郎が明治三十二年七月に死亡、戸主村山そのが明治三十三年七月に死亡した。そのため同年八月村山コトが家督を相続したが、さらに村山家を支えてきた支配人加藤圓八明治三十三年十一月に死亡したため、事業経営に大きな痛手であった。明治三十二年十二月十五日に村山家が本家を絶家することを心配していた村山そのは親族会を招集しコトの長男栄蔵を本家八代目として小樽区裁判所に登録したが、頼りにしてきた人々が亡くなったこと、小樽にあつた汽船、倉庫経営の欠損、鮭鱒漁の不漁続き、罐詰製造の「高橋合資会社」の五名の出資者の一人として出資していたが会社の損害で被害をうけ、前途益々暗澹たる状態のため、漁業を継続することが不利と考え、明治四十二年(村山栄蔵過去帳より)まず漁業を希望する縁故者に貸すことにして一家は小樽市に引き上げるようになった。

石狩川沿いのアイヌ地名 (8)

「ワツカオイ」について

井口利夫

はじめに

I アイヌ地名の場所を探す

(1) 「ワツカオイ」のアイヌ語の意味

(2) 古文書・古地図にあるワツカオイ

(3) 「田岡聞書」の大正時代の若生復元地図

(4) 渡船場の位置を探す

(5) 石狩役場の位置を探す

(6) 鎌田の川を探す

II ワツカオイとはどんな地名なのか

III ワツカオイが幕末にしか出て来ないのは何故か？

IV まとめ

あとがき

はじめに

石狩市若生町は他地方の「若生」と異なって「わかおい」と読むが、アイヌ地名のワツカオイハ WAKKAOI(水・そこ)にある・所。ここで「水」は多くの場合、飲み水。)に由来することはほとんど疑う余地はない。これまで本誌で採り上げてきた地名は伊能間宮図にある地名なので、元々のアイヌ地名のあった場所の位置について検討しやすかったが、ワツカオイは伊能間宮図に無い地名なので、これまでのようにはゆかない難しさがある。

今回のテーマに採り上げるにあたって、土地勘が無いのに大した根拠も無く、ワツカオイC遺跡に続縄紋く擦文時代の遺跡があったことを知っていたので、当然そこは飲料水に事欠かなかったはずだから、

そこから少し史料を掘り下げてゆけば、ほどほどの回答は出てくるのではないかと、ワツカオイの候補地の一つかな、くらいのボンヤリした想像をしていた。

これが的外れだったことは、調べ始めてスグに分かった。

地元の方にとってはありふれた話かも知れないが、現地の事情に疎い者の地名探しの顛末を紹介してみたい。

I アイヌ地名の場所を探す

石狩のワツカオイは古地図にもあまり見かけない。

工藤義衛氏の調査によれば、幕末にしか現れないという。そこに漁場があれば請負人の漁場図にも地名が載る。アイヌ社会の中で使われていた地名でも、交通上の要所とか、場所境とか、和人社会でニーズが無いと和人側の記録や地図には残りにくい。

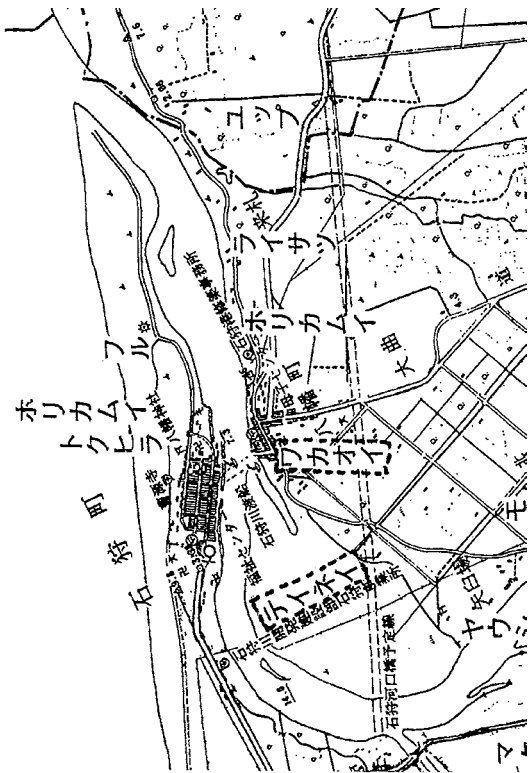


図1 「石狩町のアイヌ語地名」
〔『石狩町誌 上』を一部改編〕

(1) 「ワッカオイ」のアイヌ語の意味

石狩のワッカオイは山田秀三の『北海道の地名』には採られていない。『石狩町誌 上』(1972)には「地名地図(図1)に「ワカオイ」「テイネイ」が採られている。地名解(p37)には、

・若生……(1) 水多い処(川水浅いが水の増減がない、このため名付けたという)

(2) アイヌ語のワッカ・オイに漢字をあてたもので、飲水のある所という意味であり、この附近は小川のない所だが、若生の所にきれいな水の小川があるのでそれに名付けたものである。(更科源蔵)

とある。永田方正『北海道蝦夷語地名解』(以下「永田地名解」)を当たってみると

【Wakka-oi】 ワッカ オイ

水多キ處(川水浅シトイヘト水ノ増減ナシ 故ニ名クト云フ 今若生村ト云フ)

とあり、石狩町誌の地名解(1)の記事は永田地名解の引用によるようだ。道内各地にある同じワッカオイの地名は、いずれも湧き水などの「飲み水」のある場所の地名だ。

石狩市のワッカオイについての永田地名解の記述は、地名の語源解釈というより、この場所についての説明になっている。この説明の意味を推測すると「川水が浅いといっても、水の増減は(なく、絶えることが)ない。……」と読める。つまり、川が地名の由来だった、と取れる書き方をしてる点に注目したい。

(2)の(更科源蔵)とあるのは、更科源蔵『アイヌ語地名解』のことだ、これは初版¹からの引用とわかる。更科源蔵は文筆家なので、この「きれいな水の小川」云々も単なる永田地名解の言い替え・文飾なのか、現地での実際の聞き書き・実景描写なのか、この点は非常に気になることだ。

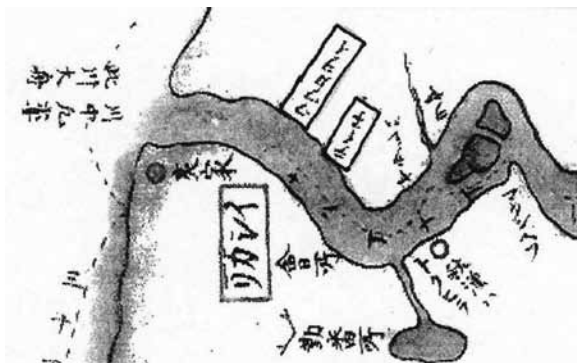


図2 今井八九郎図のワッカライ

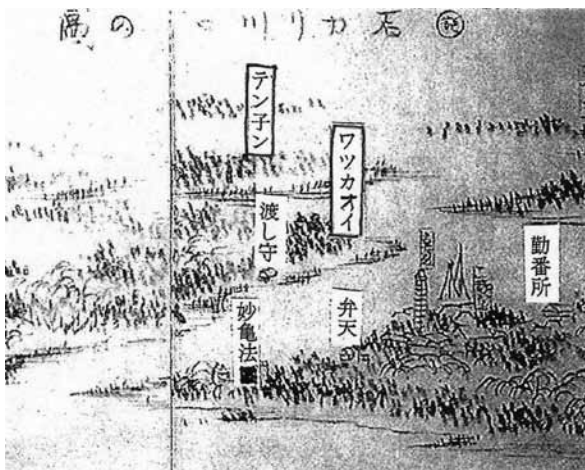


図3 松浦武四郎『蝦夷日誌』

(2) 古文書・古地図にあるワッカオイ

工藤氏から御教示のあったとおり、他の地名のような18世紀に遡る史料にはまったく出てこない。管見ながら、天保10(1839)年頃の今井八九郎図(図2)が初見史料と思われ、次いで弘化3(1846)年の松浦武四郎の紀行が続く。以下、順に地名の変遷を追って見る。

①今井八九郎『蝦夷地里数書入地図』(天保10(1839)年頃)

ワッカライ・テイ子・ヤウシハ・ラヤ
が見える。対岸に●夷家・會所・勤番所・トクヒラ○秋漁ハ・マクンヘツ、などが見える。

②松浦武四郎『再航蝦夷日誌 卷之七』(弘化3(1846)年)

ワッカライ(ワツカウイなるべし。此辺中程にては凡深サ十式三尋も有りと聞けり。水中朽木の根幹多し。其故二春分より夏は此辺之夷人を入れて皆此木を……トクヒラ(と云なり。并て)

取らすること也。其物入大そうなる事と聞。又半里(約2km)も上るや川巾いよ、ひろくなり

テン子ン(此処も前二云如く蘆芦多し。処々洲をなし、夷人二十余軒飯屋をして皆秋味漁をする也。樹木多く皆柳、桑、檜、楸、其外雑木多し。又少し行て西川岸)

マコンベツ(本名マクンベツか。此処にて支流に入る也。

とある。同書の挿絵「石カリ川口の圖」(図3)には東岸川口より「渡し守」・「ワツカウイ」・「テン子ン」とあるのが見える。

③安政5(1858)年の漁場図(村山家文書。図は省略)

「ワツカウイ 川口より十丁(約1.1km)……」

とあるが、西側(本町側)の川口と違って、東側については何処を川口にするかで、だいぶ距離が違ってしまふ。

④その他、松浦武四郎他の安政3〜5年の記録は多数あるが、地名の順序は分るが、場所の決め手にならない。

⑤明治初期の絵図。

いくつもの絵図類に、漁場名の字名「字ワツカウイ」として出ているが、いずれも略図なので地名の位置を確かめるには決め手に欠けている。

字ワツカウイの範囲

明治以降の町名の推移をみると、明治4(1871)年に若生町・八幡町。明治35(1902)年に石狩町に合併。

アイヌ地名ワツカウイに由来する字名のワツカウイは大分広い地域の地名になっていたようで、明治35年に石狩町に合併する前の、旧八幡町と旧若生町にまたがっていた、という。(平凡地名。※現在の地名では八幡町南部・八幡1丁目・同2丁目南部・八幡町若生・若生町

北部カ。)

これによれば字名のワツカウイは「渡船場」に近いあたりが分布の中心だったようだ。

現在の地形図(後出図8)に「若生」と書いてある場所(八幡町若生)は、旧若生町の南端部で、字名時代のワツカウイの中心部とはかなり離れていることが分かった²⁾。

(3) 「田岡聞書」の大正時代の若生復元地図

江戸時代の記録にあるワツカウイは和人が漁場名に流用した地名だったようで、アイヌが名付けたアイヌ地名ワツカウイの故地が何処だったのか、あるいは永田地名解にある「川」が何処だったのか、などを推測できる史料は無いようだった。

最初に紹介したとおり、永田地名解には「川水は浅いといつても」云々とあって、アイヌ地名の由来は「川」だとしている。これは明治時代になってからの当時のアイヌ古老からの聞き取りらしいが、これを唯一の手掛かりにして、ワツカウイのアイヌ地名の故地を探すことにしたい³⁾。

ここで注目されるのは「田岡聞書」の復元地図(以下田岡聞書図。(次頁図4)に3本の小川(鎌田の川・細川の川・川原の川)が描かれていること。この中に永田地名解にある川が含まれているかもしれない⁴⁾。

田岡聞書図は略図なので、そのままではこの川が現在の何処に当るのかを推測し難い。現在の地図に当てはめるには、重ね合わせに使えるような手がかりが要る⁵⁾。

田岡聞書図の中で場所の手掛かりになりそうなものは「若生渡船場」「荒井金助本陣跡」くらいだろうか。これらが現在の地図の何処に当るのか、これから地名探しを始めることにした。

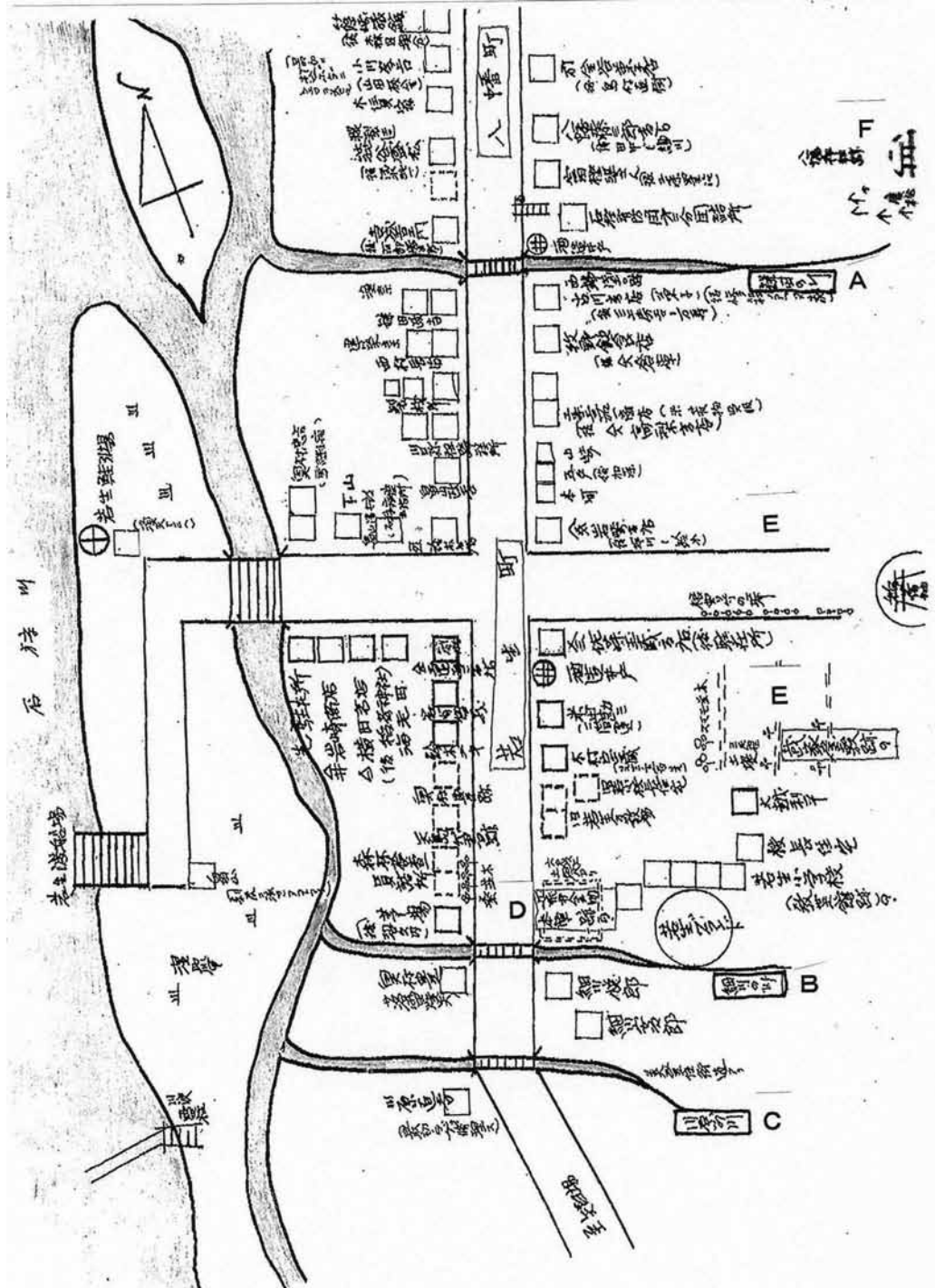


図4. 『田岡聞書』大正時代の若生町復元地図 (田岡聞書図)

(三島 2012 p37 を一部改変。)

A 「鎌田の川」 B 「細川の川」 C 「川原の川」

D 「荒井金助本陣跡？」とあるが、若生小学校が石狩役所の建物を使ったという伝聞によるらしい。

E 「武家屋敷跡？」 本文では北側の渡船場からの道を挟んで両側に「侍屋敷」とある。この辺りが「石狩本陣」「石狩役所」の跡らしい。

F 「八幡神社」 本文には明治7年「堀神威に移転」とある。

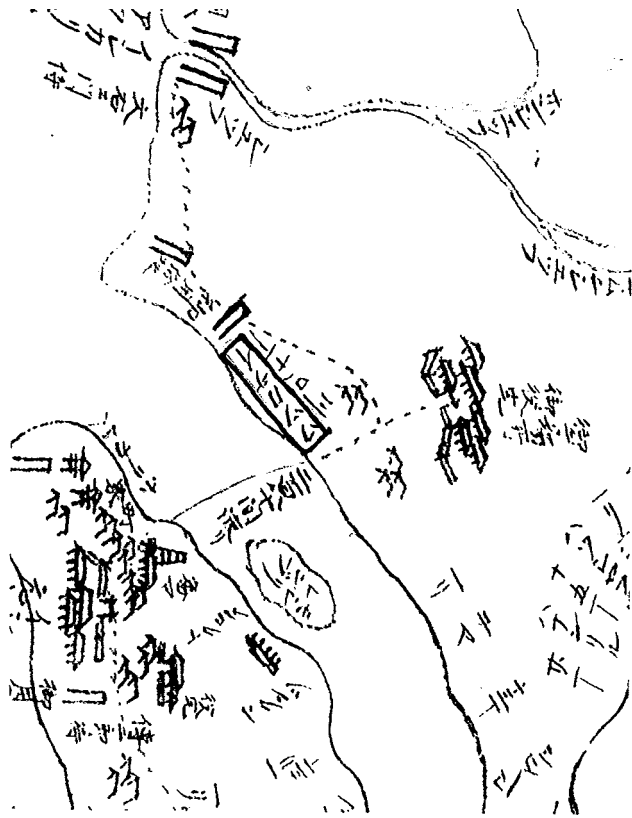


図5 安政6(1859)年頃「イシカリ場所絵図面」

(4) 渡船場の位置を探す

まず旧渡船場を手掛かりにして地名のあった範囲を絞り込んでみることにした。

明治く昭和期の地形図を重ね合わせてみると、渡船場の場所が動いていることが分かった。

洪水で水路が変わったり、渡船そのものの大型化に伴って場所を変えざるを得なかったことは十分考えられる。これは地図上の誤りではなく、実際に移動していたようだ。

『渡船場物語』⁶には詳しい年表が付いているが、江戸時代以来の渡船場の場所の変化についてはほとんど分からない。

渡船場の位置を手掛かりにして探すことは難しいことが分かった。

(5) 石狩役所の位置を探す

次いで石狩役所の位置から探すことにして、幕末く明治初期の地図を調べてみた。

① 「イシカリ場所絵図面」「蝦夷地交易請負場所全図」(安政6(1859)年頃・図5)

「ワツカライ／川口へ十丁」という記事は村山家地図と同様だが、本図には渡船位置より役宅まで朱点線で路があり、両側に屋根記号が2つ・3つ、その先に冠木門・柵があつて、「御手場所／御役宅」と書いてある。御手場所は御手作場、御役宅は石狩御役所などの建物だろうか。

② 『石狩國略絵圖』⁷ 北海道立文書館蔵。(作者不明。明治前期。図は省略。)

朱書記事「ワツカウ井」。川中島に朱書「テエ子」と朱●印。「石狩廳」とあつて、冠木門・柵・建物群・櫓が描かれている。

これら幕末く明治初年の絵図には、渡船場から真っ直ぐに門へ向かう「道」が描かれている。もしこの道が残っていれば、当時の渡船場の位置も推定できそうである。

③ 『石狩川測量圖』。(デイ。明治6(1873))

④ 『ワツソン実測図』(明治7(1874))

⑤ 『明治十一年五月更正 石狩市街之圖』(明治11(1878))

⑥ 『石狩川 水界略圖』(明治12(1879))

③④⑤⑥とも同じ道は描かれているが、役所との関係の手掛かりになるような「記事」は無い。

明治初期の地形図類に描かれている道が、絵図にある道と同じ道であると断定するには、「石狩役所」との関係についての情報が少し足りない。

幕末～明治初年の①②の「石狩役所」「石狩廳」の位置と比較すると、「田岡聞書図」に「荒井金助本陣跡」とある場所は、渡船場からの道と少しズレている。むしろ「武家屋敷跡」とある場所の方が渡船場からの道に直結していて、こちらの方が絵図の「石狩役所」のように見える。田岡聞書図で「武家屋敷跡」は道の片側に描かれているが、本文中には「両側が侍屋敷」とあり、この方が①②図のイメージによく合っている。

工藤氏が過去に簡単な調査したところでは、田岡聞書図の「本陣跡」の現地は堤防のある辺から堤防内へかけての位置にあたり、未発掘とのことだった。

(6) 鎌田の川を探す

渡船場・石狩役所の方から「鎌田の川」に結び付く手がかりを探すには、史料が少なく難しいことが分かった。



図6. 『明治十一年五月更正 石狩市街之圖』
(1/1万に縮小。一部改変。)

いろいろと地図を重ね合わせて呻吟しているとき、工藤氏から前掲⑤の地図『明治十一年五月更正 石狩市街之圖』(図6。加藤・匂坂1878。国立公文書館)が届いた。
驚いたことに、「渡船a」(対岸からの点線に沿って「渡船」とある)の下流側の「鎌田の川」あたりに、ゆるやかに蛇行した細い川bが描かれている。

この「鎌田の川」は明治39年の『石狩明細地図』では街路沿いの真つ直ぐな川として描かれているし(前出註記参照)、昭和50年代の様子を復元した『八幡町市街図』¹⁰には「鎌田下水」と書かれているので、この川が「田岡聞書」にある「鎌田の川」だったとしても、単なる排水溝ではないか、とそれまでは疑っていたのだった。

この図の描き方からすれば、昔は自然の川だったと考えても良さそうだ。これならば「鎌田の川」を永田地名解にある「川」、と考えてよいのではないだろうか。

また本図では、「渡船a」の場所からは真つすぐに太い道路cが描かれている。この道は石狩役所につながる昔からの道のように、渡船場の位置も変わっていないようだから、この道を手掛かりにすれば昔の渡船場の位置も分かるかもしれない。

縮尺の表示によつてこの川との距離を調べてみると、

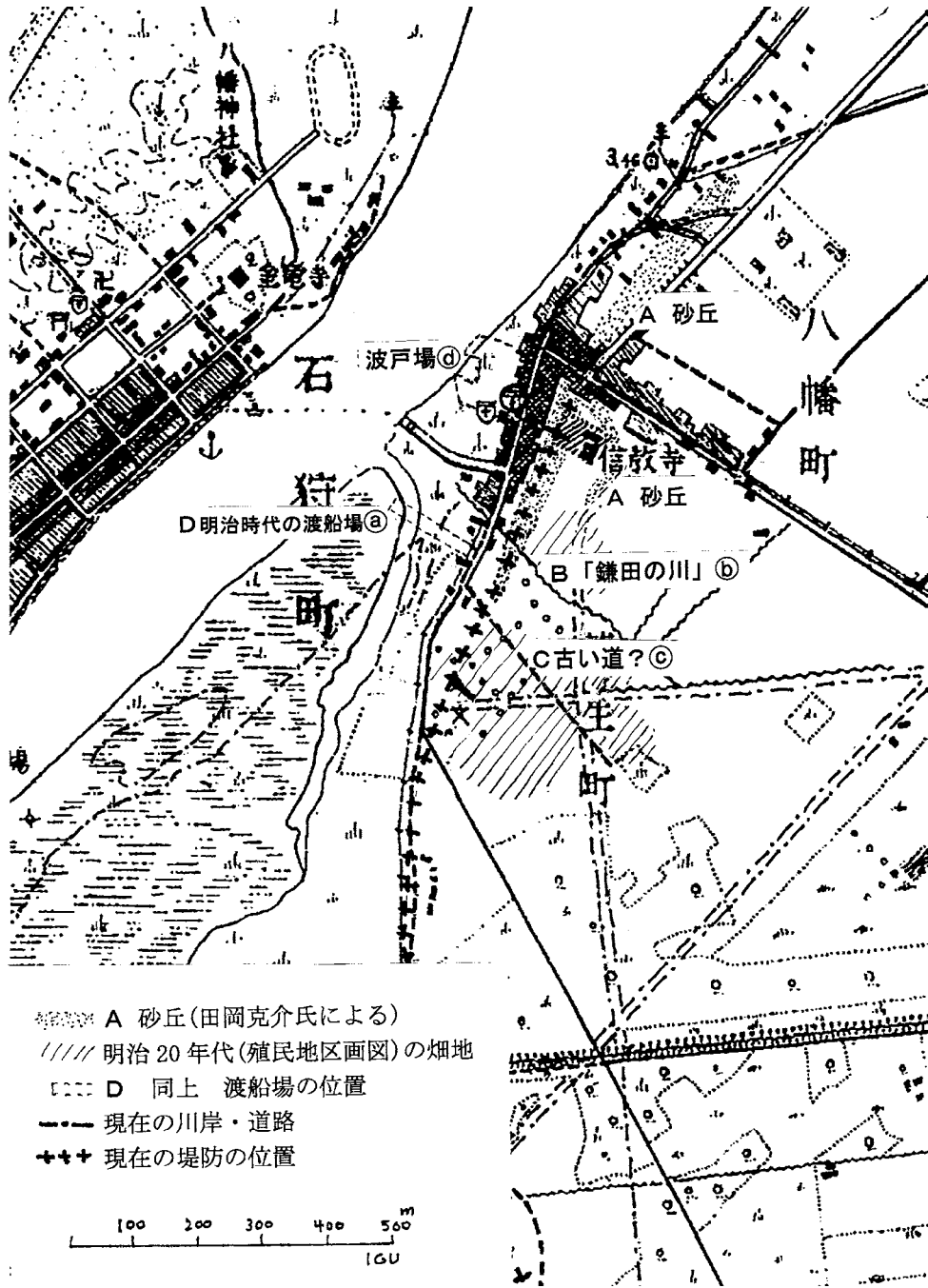
小川bの位置⇨「波戸場d」⇨の中心より約1.5丁(≒160m)上流。

「渡船a」の位置から約45間(≒80m)下流。

と推定される。b・c・dを昭和25年測の2万5千分図(図7)と比較してみると、

波戸場d⇨昭和25年測の2万5千分図の「渡船場」の位置とも異なり、もつと下流の場所になる。

小川b ⇨「鎌田の川」らしいこの川は、昭和25年測の2万5千分図に排水路のように描かれている川に丁度重なる。(※



A 砂丘(田岡克介氏による)
 // 明治 20 年代(殖民地画図)の畑地
 D 同上 渡船場の位置
 現在の川岸・道路
 現在の堤防の位置

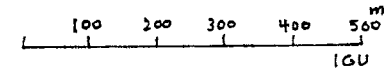


図 7. 「鎌田の川」「古い道」附近 (昭和 25 年測 2.5 万分図「石狩」を拡大)

- A 砂丘 (田岡氏の説明では、町並の裏側から信教寺の裏の方まで続いていた)
- B これが「鎌田の川」図 6 の⑥だったらしい (上流は排水路がつながっている)。
- C 「石狩役所」へ通じる古い道 (図 6 の③の道) らしい。
この道の跡は現在も残っている。
- D 明治 20 年代 (殖民地画図) の渡船場の位置 (図 6 の渡船④に相当?)。
昭和 25 年測図の渡船とは場所が異なる。

更に、明治 20 年の殖民地地区画図の「畑地」(既墾成地の意カ)の範囲
 道路 ③
 …「破線」で描かれた小道の位置に丁度重なる。(※ この
 道は、昭和 51 年図にも残っている)
 この川は、これ以後の地図では消えている)

を当てはめてみると、丁度道路 ③ の附近に広がっている。古くからの
 和人居住地だったと思われる、あるいは安政期の「御手作場」カ、とも
 推測されるから、図 5 の「御手場所・御役宅」につながる道と考えて
 も矛盾がないようだ。

II ワツカオイとはどんな地名なのか

「ワツカオイ」の地名

全道では「ワツカオイ」は永田地名解などに6件採られている。

① 永田地名…石狩(ワツカオイ)

② 永田地名…有珠(ワツカオイ)「水處(清水ノ湧ク處ナリ)」

山田地名…「手ですくって飲んだら実にうまかった」

③ 永田地名…日高・浦河(ワツコイ)「清水多キ處」

④ 平凡地名…網走清里(湧生)「ワツカライというハ水宜といふこと也」

(村垣淡路守公務日記)

⑤ 永田地名…北見・常呂(ワツカ)「水」

山田地名…「松浦再航ワツカウイ、今井八九郎図ワツカラエ、元来

はワツカ・オイ。砂丘地帯で飲み水が無い土地。途中に

飲み水のある場所。」

⑥ 永田地名…北見・枝幸(ヤムワツカオイ)「冷水多キ處(冷水山ヨリ

湧出ス)」

その他 *watka* の付くアイヌ名はワツカサップ(水を・汲みに・下る・所)など数十件挙げられているが、その多くは「飲水」に関連する地名だったらしい。

有珠のワツカオイについては、山田秀三文庫¹²のメモや見取図によると、江戸時代以来の旧国道近くに水源があって、そこから沢地形の中を800mくらい流れて地中に消え、地下を潜って海に出ていたらしい。現在の国道はその中間くらいの処を盛土して通っている。

石狩のワツカオイの地形

この付近は花畔砂丘列の北端にあたるらしい。

工藤氏の説明によると、この附近の地形は

・縄紋海進の後、陸地化する時にヒダヒダができる。低い処は水が抜けきらず、泥炭地になる。

・見た目は平らで、水田化などで分からなくなったが、掘れば砂地砂丘跡だったとわかる。

・家を建てるのは砂丘列の上。遺跡も同じ。

大正5年測量の五万分図の+5mの等高線は丁度現在の堤防のあたりになる。ワツカオイ地名の位置からは大分南になるが、ワツカオイC遺跡付近では段丘になっていて、続縄紋の遺跡はその段丘上にある。ここも段丘付近から飲み水になる水が湧き出していた可能性ある。

田岡氏や三島さんのお話では、信教寺附近の町並の家の裏側にはなだらかな砂丘の痕跡が残っていたという。

田岡克介氏の詳しい説明によると、図7に示すように、砂丘は町並みの裏側に沿って続いており、信教寺のあたりでは、寺と家並みの間にある他に北側から信教寺を囲むようになっていて、信教寺は「湖盆」の中にあるようだったという。また、砂丘は来札の方まであったとのことである。

水については、鎌田の川の付近ではきれいな水が出たが、他は飲める水が出なかったという。泥炭地の水は真赤な水で飲めなかったというから、「鎌田の川」附近が飲料水の得られる限られた場所だったよう、正にワツカオイの想定地にふさわしいと言えそうだ。

砂丘地帯のワツカオイについては、北見・常呂郡の永田地名解「ワツカ」のところで紹介したが、山田秀三はこれをワツカオイだったとしたうえで、「砂丘地帯で飲み水が無い土地。途中で飲み水のある場所。」と書いている。これは丁度、石狩のワツカオイのかつての状況を彷彿とさせる光景ではないだろうか。

昭和20年代の「鎌田の川」

田岡克介氏のお話では、鎌田の川は子供の頃、丁度図7の時代に当る昭和20年代には恰好の遊び場で、フナも泳いでいるようなきれいな川だったという。その後、段々排水の流れるような川になってしまったらしい。そして昭和50年代の堤防工事の時代には、前出のとおり「下水」と書かれるような状況になっていったということである。

工藤氏の案内で現地を探訪したかぎりでは¹³、砂丘の痕跡はもちろん、昭和50年代に堤防が出来るまでであったという「鎌田の川」も全く痕跡が無かった¹⁴。付近は道路の両側とも道路面より低く、雑草に覆われていて、微妙な土地の高低などを推察できるような状況ではなかった。

石狩市のワッカオイの故地だったと思われる「鎌田の川」は、古い地図に残るだけの「幻の川」になってしまったらしい。

Ⅲ ワッカオイが幕末にしか出て来ないのは何故か？

最初に書いたように、長年調査されていた工藤氏によれば、ワッカオイは「幕末にしか現れない」という。これまで紹介したように、調べてみるとそのとおりだった。その理由についても少し考えてみた。

川筋の変化

石狩川の川筋が変わったので、かつてのワッカオイは現在に比べるとずっと川口に近い場所で、川岸も今よりかなり離れていたらしい。

図8に見るように、文化10年代(1813)の伊能間宮図では、川口は今より2.5kmも上流になるから、当時のワッカオイはかなり川口に近い位置にあったらしい。また、川岸からも300〜400mも離れたところにあったことになる。

その後は川筋の移動で岸がどんどん削れられて、だんだん川岸に近

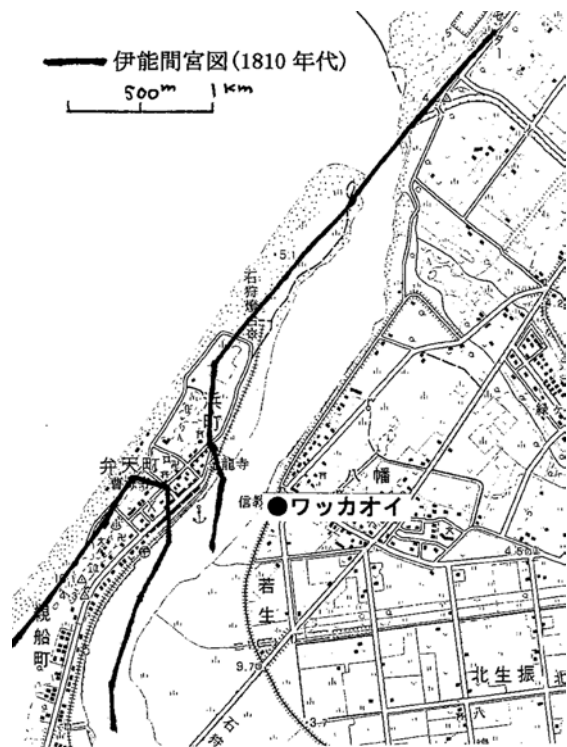


図8. 石狩川口部の地形の変化

(伊能間宮図の川口部の概略位置をトレース。
1/5万地形図「石狩」(H20修。国土地理院))

くなってゆく。付近はまだ不安定な地形で、それより上流は洲が発達するような土地(「テイネ(アイヌ語で湿地の意)」と名付けられた)で、漁場(網引場)としては利用しにくかったのだろう。

当時もアイヌ集住地ではなかったらしいが、飲料水の得られる場所としてアイヌ社会では貴重な場所だったはずで、和人の記録に現れないだけで、アイヌの生活の中では地名として使われていたと思われる。

前出のとおり地名の初見は天保10(1839)年ころの今井八九郎『蝦夷地里教書入地図』で、「ワツカライ」「テイ子」がセットで出ている。次が弘化3(1846)年の松浦武四郎の記録「再航蝦夷日誌」で、やはり「ワツカライ」「テン子」がセットで出てくる。

これらの和人に記録されたのは漁場名としてだったと思われる。漁場として名が出るのが遅くなったのは、先に述べたように川口に近すぎたことや、ずっと地盤が悪かったこと、などから、かつては網引場

向きでなかったからだろう。

このことは前出の松浦武四郎『再航蝦夷日誌』の記事が参考になる。
ワツカライ(ワツカウイなるべし。此辺中程にては凡深サ十式三

尋も有り」と聞けり。水中朽木の根幹多し。其故二春分より夏は
此辺之夷人を入れて皆此木を取らすること也。其物入大そうなる
事と聞。又半里も上るや川巾いよ、ひろくなり)

弘化3(1846)年のこの時期に至っても、水中の朽木の根幹が
多くあつて、漁場の維持に「物入」が大そうだった、とある。

「テイネ」もアイヌ語で「じめじめした土地」の意だから、洲の地
盤が固まり網引場として使えるようになるには時間を要したのだら
う。

松浦武四郎『西蝦夷日誌』には、渡場附近の岸辺の植生について、
木賊などいくつもの植物名を列挙した上で、「是等は湿地に産する物
にして、一種の変生の物かと思わる」と書いている。かつて「テイ子」
と呼ばれた湿地帯が乾き上がって、かつて繁茂していたはずの湿地性
の植物類が生き残っていたのを、誤って「湿地性の植物の変種か」と
いぶかっている。

こんなことで、ワツカライもテイネも幕末近くになってようやく漁
場として利用されるようになって、和人の記録に現れるようになった
のではないだろうか。

伊能図に採録されていないのは、間宮林蔵の測量当時(1813)に
は、恐らくまだ漁場ではなく、また間宮林蔵が測量した当時の川沿
いの位置からは、ワツカオイ地名の故地が大分離れていて、和人の記
録に残るような地名でなかったためかもしれない。

IV まとめ

これはアイヌ時代にアイヌの名付けたワツカオイは何処かという、
地名の故地についての結論ではない。

明治20年代の永田方正の『北海道蝦夷語地名解』にある聞き書きから、
アイヌ時代のワツカオイが川名に由来するらしいことを手掛かりにし
て、明治時代の諸地図からその川が田岡聞き図の「鎌田の川」にあて
はまるらしいことを推測してみたにすぎない。

幕末の記録にある漁場名らしい地名、ワツカライのおよその位置を
確かめ、その地名が幕末以降にしか記録に現れない理由も推測して
みた。

アイヌ時代のワツカオイの故地を想定するには、漁場名ではなく、
「ワツカオイ」そのものについての江戸時代の聞き書きが欠かせない。

ワツカオイの地名調べを通じて、若生町の歴史を紐解く中で、渡船
場の変遷や石狩役所のことについてはまだ未解明のことが残されてい
ることが分かった。本稿の主題ではないので深入りはしなかったが、
是非取組んで頂きたいテーマだと思う。

あとがき

「鎌田の川」が昭和50年代まであったことを知っている人は、本稿
の書きぶりをもどかしく感じたことだろう。地名研究は地元の人が
やったほうがいい、と山田秀三が書いているとおり、地元の人にとっ
て当たり前のことが、よそ者には一番つかみにくいことをつくづく
知らされた。

石狩市は早くから開けてしまったために、古い地名などが分からな
くなってしまっている。一方で、早く開けたために、古い記録が沢山
残されている。たんねんに探してゆけば、思いがけない昔の姿が見え
て来る。

伊能聞き図の時代(1810年代)の川口の位置が分かったことで、
間宮林蔵や松浦武四郎の眺めた石狩の風景に思いをはせることができ

るようになった。

それより更に150年前に、津軽藩の人が見たシャクシャイン時代の川口、水戸藩の快風丸の来た時代の川口はどのあたりだったのだろうか。それが分かれば、また別の風景が見えてくるに違いない。

だが、この時代の復元にはもはや文献史料だけでは不可能で、地層の発掘調査などが必要になる。親船町南部の地質調査によって、350年前の川口が分かってくるかもしれない。是非知りたいものである。

石狩の過去の探索に、興味は尽きない。

《謝辞》

田岡定男氏の聞き書きと回想地図が無ければ「鎌田の川」に気付かず、ワッカオイの故地探しはとうなっていたか分からない。貴重な記録を残された田岡定男氏、それを紹介しさらに例会で貴重なコメントを下さった三島照子さん、沢山の史料提供と現地案内をして下さった工藤義衛氏、そしてご多用の中で過日の若生町の様子について詳しくご教示くださった田岡克介氏に、末筆ながら記して感謝の意を表します。

《参考文献》

- 石狩新聞社（1906）『石狩明細地圖』石狩新聞社。中島勝久氏藏。
（※複製↓石狩市民図書館・道立図書館）
石狩町（1972）『石狩町誌 上』石狩町
今井八九郎（1839／天保10年頃）『蝦夷地里数書入地図』早稲田大学附属図書館藏
加藤政吉・匂坂賢次（1878）『明治十一年五月更正 石狩市街之圖』地理課 国立公文書館藏
田岡定男（1989）「大正時代の若生町」『若生町の頃』（※↓三島照子（2012・2014））
永田方正（1891）『北海道蝦夷語地名解』北海道庁・（1984）

初版復刻Ⅱ草風館↓「永田地名」

平凡社地方資料センター編（2003）『日本歴史地名体系第一巻 北海道の地名』平凡社 ↓「平凡地名」

松浦武四郎（1850／嘉永3）「再航蝦夷日誌」『三航蝦夷日誌』（1999）『校訂蝦夷日誌 二編』秋葉實翻刻・北海道出版企画センター

松浦武四郎（1871）『西蝦夷日誌五編 全』（1988）『新版蝦夷日誌 下』吉田常吉編。時事通信社

三島照子（2012）『資料紹介』八幡町の古老が残した石狩市八幡町若生町の記録・田岡定男氏の「若生町の頃」↓「いしかり暦」第25号 石狩市郷土研究会

三島照子（2014）『資料紹介』八幡町の古老が残した石狩市八幡町若生町の記録2・田岡定男氏の「若生の頃 街の風景」↓「いしかり暦」第27号 石狩市郷土研究会

山田秀三（1973）（YF0050-080）『伊達市のワッカオイ』アイヌ民族文化研究センター（センターたより表紙に掲載）

山田秀三（1984）『北海道の地名』北海道新聞社・（2000）復刻。草風館↓「山田地名」

作者不明（1858／安政5年）『西蝦夷地石狩川略絵図』（阿部屋村山家）札幌市中央図書館藏

作者不明（1854／60／安政年間）『石狩川漁場図』『江差沖ノ口備付 西蝦夷地御場所絵図』（1977）『江差町史資料編 第一巻』附図

作者不明（1859頃／安政6年頃）『イシカリ場所絵図面』『蝦夷地交易請負場所全図』個人蔵・（1989）『思文閣古書資料目録第百二十号』思文閣（林頭三・梅木通憲旧蔵）

作者不明（1878）『石狩郡水防請普凡畧繪圖面』『明治十一年取載録』北海道立文書館藏（簿書 2016）

作者不明(1879/明治12年)『石狩川水界略図』北海道立文書館蔵(※ 明治12年1月11日測。)

陸地測量部・国土地理院 現行及び旧版地形図。年次・図名を省略。

注

1 更科源蔵『アイヌ語地名解』1966初版。1987増訂版ではなく、ここは初版からの引用。

2 「はじめに」に触れたワツカオイC遺跡はさらに南になる。

3 本誌の花畔などの項で以前に触れたように、石狩市のアイヌ地名についての永田地名解には、そのままでは受け入れにくい点はある。

4 明治39(1906)年の『石狩明細地図』には街路に沿って直線状の「川」が載っている。

田岡聞書図とは載っている店名・人名が大分違っているが、この川の右岸に吉城吉右エ門・村長五郎、左岸に川口弥租・古川興之吉と読める。田岡聞書図では右岸に吉城吉右エ門・家無し(酒造井戸)、左岸に漁業鎌田政吉・古川商店とあり、4軒のうち2軒の名が一致するから、この川が「鎌田の川」に相当するらしい。他の2川は記載が無い。

5 明治20年「殖民地地区画図」以降の地形図なら、区画に沿った道路が重ね合わせの確実な根拠になるが、それ以前の地図では、いくらか正確でも重ね合わせの目印が少ない。後年なら「信教寺」の位置が重ね合わせの手掛かりにできる。対岸の「八幡神社」「金龍寺」は少し離れすぎているし、本町地区の街路は明治9年の大火後の変更で、重ねにくい。

6 石狩町郷土研究会編(1990)『いしかり暦第29号 創立35周年記念特集号 いしかり渡船場物語』石狩町郷土研究会

7 本図は工藤義衛氏から12・10月に提供されたもの。

8 本図については、道路突き当たり「旧役所跡」と書かれた図があるが、書込みのない図もあることから、これは後に記入された記事であると分かる。追記された時期が分からないので、本図の情報だけでは、この道と石狩役所の関係を決定できなかった。

9 工藤氏から提供して頂いた写真のコピーには縮尺の記事は無かったが、図中にスケールの記載があつて、正確な大縮尺の地図だと分かった。川筋の表現は目見当の略図らしいが、その他の目印となる地形の位置の比較が正確にできる貴重な地図である。掲載図(図6)はスケールから換算して1/1万に調整した。

10 この他『明治12年札幌近郊地図』(作者不明(1879) 北海道立文書館蔵。工藤氏提供)は略図ではあるが、この図にもこの川が描かれていて、朱線の道が渡る所には橋まで描かれている。なお、この川の他には、その先のシュップ川しか描かれていない。

11 滝沢和男(1991)『八幡町市街図』八幡町築堤被害者連盟。解説によれば、昭和50年移転開始直前の様子を記録したもので、移転時の在住者の他、大正末期〜昭和初期の在住者を併記したものであるという。

12 この「波戸場」と書かれたものは、③デイ図・④ワツソン図・⑥水界略図のすべてに描かれていて、実在した施設らしいが、不詳。北海道博物館アイヌ民族文化研究センター山田秀三文庫。『アイヌ民族文化研究センター』だよりNo.27(2007・9月)の表紙に、

13 流れの傍らで山田秀三が休む写真(YF0413(1955)昭和30)と地形を説明する見取図(YF0050(1973)昭和48)が掲載されている。これはホームページで閲覧できる。

14 21・08・20工藤義衛氏に案内して頂いて現地を調べた。堤防建設の際に、内水の排水(揚水機場)整備のため、排水路が整理され、それに伴ってこれらの諸川は出口を失って、消滅したと推測された。

史料紹介

石狩市民図書館所蔵石狩缶詰所関係文書について

村山耀一・工藤義衛

1. はじめに

ここで紹介する文書は、石狩市市民図書館が所蔵する史料である。史料は同図書館が札幌市内の古書店から購入したもので購入時には「石狩缶詰所関係」と記された和紙製の袋に入っていた。この袋には、一八八二（明治一五）年から一八八六（明治一九）年にかけての石狩や根室、別海の缶詰工場に関する文書が合計十一点入っていた（表1参照）。いずれも北海道の缶詰事業を農商務省北海道事業管理局で管轄していた三県一局時代に作成されたもので、ほぼ全てに「農商務省」の野紙が使用されている。

文書以外に「渡辺茂」と署名のある「缶詰」と題された原稿のほか「缶詰の製造」「洞爺村沿革略」と題された原稿も含まれていた。これら署名の無い原稿についても筆跡から渡辺茂氏のものである可能性が高い。

今回紹介するのは石狩缶詰所に関連する史料3点である。石狩缶詰所は北海道開拓使によって一八七七（明治一〇）年に現在の石狩市観光センター付近から川側に広がる敷地に設置された。その後、三県一局制の施行にともない、一八八三（明治一六）年に開拓使から農商務省北海道事業管理局に引き継がれ、さらに一八八六（明治一九）年に北海道庁所屬となった。缶詰所の操業は、同年一旦停止され、さて、石狩缶詰所は一八八七（明治二〇年）九月に民業奨励の名目で、石狩町高橋儀兵衛に三ヶ年間無料貸与された。高橋は缶詰所で缶詰の他にサケの燻製や筋子の粕漬け等を製造していたが無料貸与が延長されたのち一八九〇（明治二三）年三月に高橋儀兵衛に払い下げられた。

今回紹介する文書のなかには石狩缶詰所の開拓使から農商務省への引継ぎに際しての予算や職工の確保、本省である農商務省からの原価

の削減要求など経営面の問題点が生々しく記述されている。また、開拓使から農商務省と所管が変わるなかで、缶詰所の経営実態を把握し、改善してゆこうとする農商務省の動きも読み取れる。

今回紹介した文書には石狩缶詰所の厳しい経営実態が書かれているが、このことから払い下げを受けた高橋儀兵衛の経営状態も類推することができる貴重な史料である。

本資料の解説は石狩市郷土研究会村山耀一会長が行い、解題及び現代語訳は工藤が担当した。

なお、解説の弁を考慮し漢字は常用漢字があるものはこれを使用し、異体字、俗字は正字にした。変体がなのうち、而、者、江はそのままとし、小字に改めた。

2. 資料解説

一 「事業計画ノ件及営業資本ノ義」

今回紹介する文書の中で最も古いもので、三県一局となつてから半年後の一八八二（明治一五）年八月一五日付けで作成されている。

内容は、石狩缶詰所から所管の農商務省に対する経営状態についての報告と今後の方針について指示を仰ぐものである。一番上の付箋には文書の作成者と見られる七等官有島義國のほか、書記官、工業局長、会計局長の印が押されているが、修正の筆が入っており、回覧稟議するなかで訂正が加えられたものと考えられる。

二 缶詰製造費ノ義ニ付具申

一八八四（明治一七）年に缶詰所を所管する札幌工業事務所長から農商務省管理局長にあてた文書で、缶詰所の運営費の収支に関するものである。経営費を抑えるため年産量を一〇万缶と四万缶で経費を比較したがあまり経費の削減にはつながらないことが述べられている。

三 所管石狩缶詰所ニ於テ

一八八五（明治一八）年五月に鱒の缶詰七万缶の注文に対し、缶詰の形状が従来の製品と異なるので缶詰の製造が間に合わないから断りたいとの内容である。当時は缶を作るメーカーが無く、缶詰所で缶を製作していた。石狩缶詰所で使用していた缶の製造用機械は極めて簡単なもので、ブリキ板を延ばして筒状にするローラーや底とフタを打ち抜く装置、ハンダを溶解する鍋であった。開拓使時代で最も多く鱒缶を製造したのは一八八〇（明治一三）年の七万一八六〇缶であり、鱒七万缶は石狩缶詰所の年間の鱒缶の生産量にあたる。缶の製造調達も含め製造能力の限界に近い注文であったと思われる。

参考文献

- 石狩町編 九八五 石狩町誌中巻Ⅰ
- 大蔵省編 一八八五 開拓使事業報告第四卷勸業編

一 事業計画ノ件及營業資本ノ義

（付け紙）

明治十五年八月十四日

七等官有島義國

有島 朱字

卿 ① 石狩鐘詰所

輔

書記官

工営（業）局長

會計局長 属

松浦（朱字）

山口（朱字）

（欄外）①（加藤）①（松浦）

事業計画ノ件及營業資本ノ義 ①（森）

石狩美々缶詰所資本之義者従来二万六千二百ニシテ年々鱒主万五千缶、鮭八万五千缶合計十二万缶ヲ製造シ来リ候処今般同所資本額三万円ト被想定候ト付資本増加シタル如シト雖トモ朱額抹消従前資本額即二万〇六百六十二円者渾テ開拓使ヨリ引継之物品ヲ以テ御交付相成候ニ付現金ノ交付ヲ得可キモノ其実九千三百三十八円ニ有之候

若シ従来之仕来ニ抛リ十二万缶ヲ製造スルトキハ其支出予算一万八千三百六十四円ヲ要シ此中七千六百六十四者物品現存ノ分ヲ支用スルモ十一万七千七百円ノ現金ヲ得サレハ作業致兼候 然ルニ本場缶販路ノ点ニ至リ而者未タ十分ノ開通ニ至ラスシテ年々ノ売高僅ニ四千元内外ニ過キス依而本年収入ヲ四千円ト假定シ之レニ今般御交付ノ現金九千三百三十八円ヲ合算シ此内ヨリ本年度製造ニ要スル費用一万〇七百円ヲ除去スルトキハ其残額僅ニ二千六百三十八円ニ過キス此些少之金費ヲ以テ十六年度以後之事業ヲ維持スル能ワサルハ固ヨリ論ヲ待サル義ニ有之今大ニ製造年額ヲ減シ鮭鱒ノ合計三万五千缶ニ止メ候製造支出ノ費用相減シ省ケ目下ノ資本ヲ以テ維持法相立可ク被考候

得共乍然前陳ノ如ク製造高ヲ相減シ候時者又一方他ニ困難を引起スハ勿論ニ夕積年熟煉ノ功ヲ積ミ瀨リ今日ノ技術ニ進ミタル職工モ多少放免セサル可ラス又製造高者半減少スルモ職夫及消耗品等者其比例ニ応シテ減少シ得可ラサル者ニ付製造高列減スレハ其原価愈昂貴スルハ自然ノ道理ニシテ随テ販路ノ妨害ヲ讓スハ營亦勢ノ止ムヲ江サル義ト考候

前条陳述候通りノ次第二付事業維持ノ方法殆苦心ヲ格メ候右者旧來年額ノ缶詰數ヲ製造シ十六年度以後ハ特別之御論議ヲ以て繰損金○御交付可相成候又ハ職夫場費ヲ減シ原価ノ昂貴販路ノ閉塞等ニモ関セス多少職夫ヲ放免シ大ニ製造高ヲ減シ鮭鱒ノ合計三万五千六百廿二相止メ可申候目下鮭缶詰ノ期節ニ差掛候間至急何分ノ御指揮相成度此申相候也

二 罐詰製造費ノ義ニ付具申

第廿八号 罐詰製造費ノ義ニ付具申

石狩缶詰製造費之義ニ付客來八月第一三号ヲ以上申差置タル趣も有之候処爾來物價日ヲ遂テ低下シ且右事業ノ如キハ製造額ノ多寡ニ依リ隨而原価ニ高低ノ差ヲ見ルモノニ付猶現今ノ實況ニ就キ凡一ヶ年拾五万缶余ヲ製造スヘキノ見込ヲ以精々費用ヲ節減シ別紙甲号之通調査シ中央發物第一七七号ヲ以本年ノ製造割ヲ四萬罐ト定メ其原価一個金八錢以内ニテ仕上リ候積ヲ以非常節減費用予算可差出旨御達ニ付乙号之通取調併セテ差出候尤今回調査セシ四万缶ノ予算ヲ昨年八月差出ル予算ニ参照シテ經費ノ減額セルモノハ職工給ノ編入方ト物価ノ下落セシトニ依ルモノニ付御参考ノ為丙号比較表相添候且又十余万缶ト四万ト製造費ノ割合ニ格段ノ差違ヲ見サルハ到底製造ノ如キハ多額ノ割合ニ事実節減シ難キ義ニ有之尚詳細之義ハ別紙ニ就キ御諒察之上重テ何分ノ御指示有之度此段具申候也

明治十七年四月廿三日

札幌工業事務所長 長谷部辰連「印」

管理局長 安田定則殿

罐詰代價調査ノ要領

石狩缶詰所現在ノ雇夫拾二名ニテ一ヶ年ニ鮭十三万二千二百五十缶鮭二万五千缶合十五万六千二百五十缶ヲ製造スヘキノ見込ヲ以テ其割合及原価ヲ取調タルニ別紙概算ノ通ニ有之猶参照ノ為今日マテ實施セル順序及今后施行スヘキ手続きノ諸費明細書ヲモ調整セシニ付併セテ參勤ニ供ス蓋シ調査中原價ヲ低下ナラシムルニ最モ困難ナルモノハ雇夫給料ノ編入方ニシテ他ノ諸費ハ痛ク節減シ雇夫ニハ何程勉勵セシメントスルモ漁業期節（鱒ハ二十日間 鮭ハ五十日間）ニ限り

アルヲ以テ罐詰事業ノ休間ニ從事セシムヘキ他ノ事業ヲ興サ、ル間ハ充分價格引下ノ効ヲ見ル實ニ至難ト云ハサルヲ得ス畢竟当地職工雇役ノ不便ニ原因スルモノニシテ例セハ他ノ事業ノ如キ甲停業スルモノ乙ノ業ヲ興スアレハ其職工ハ甲ニ雇ヲ解カル、モ更ニ乙ニ雇ハル、ノ便利アリ故ニ營業者モ亦解雇自在ノ便利アリテ其事業繁劇ナルトキハ増員シ閑隙ナルトキ減員スルモ被雇者ニハ格別害ナクシテ雇主ノ利益タル尠少ナラス缶詰業ノ如キハ全ク之レニ異ナリ創業日未深カラス且實際ノ經驗ニ乏シキヲ以テ熟達ノ職工ハ容易ニ難得畜ニ難得ノミナラス当地雇夫ノ如キハ未タ技術ノ養生中ニシテ製造ノ計画及技術ノ如キモ殆ント十ノ九ニ達セス（一層技術進歩セハ明細書ノ順序ヲ追テ百缶或ハ千缶ノ資金ヲ定メ手間受負ヲナサシメ傷腐等ノ損失ハ彼レニ負担セシムルコトスルモ就業中ハ非常ノ努力ト勉強トヲ以テスレハ隨テ非常ノ賃金ヲ得ルノ利益ヲ覺知スルヲ以テ其價格モ自ら低下ニ至ルヘキハ勿論解雇ノ自由ヲ得事業閑隙ナルトキハ雇ヲ解クモ一時非常ノ金額ヲ得ルニ安ンジ期節ニ至レハ彼ヨリ來リテ雇役ヲ請フニ至ルヘシ於是乎始メテ事業完全シ充分ノ調査ヲ得ルニ至ルヘシ）

故に今日ノ現況ニテハ未タ雇給料一ヶ年分ヲ現ニ製造セシ缶詰ノ原価ニ編入シテ其損益ヲ計算スルノ通度ニ達セサルニ付他日一層事業進歩ノ日ニ至ル迄ハ先以テ罐詰事業ノ休閒ニ給スル雇夫ノ給料及其取締算者等ノ給料ハ原價ニ組入サル様致度且調書中朱圈ヲ附シタル分ハ平均ニヶ年間ハ新調ヲ要セサル見込ナレ共暫ク費目中ニ組入置毀損モナク新調ヲモ要セサルトキハ除金トナシ置キ漸次諸器械ノ内ニテ時々新調ヲ要スルモノ(テーブル目透等)ノ費ヲ補助スルノ見込ニ有之又缶詰煮釜ハ是迄小試験ニ用ヒタル蒸気缶ハ一度ニ貳百個ヲ蒸スモノニテ到底間ニ合ハサルニ付従前ノ釜ヲ以テ煮ルト比較スレハ蒸気缶ハ石炭ノ代価ハ多少嵩ムモ勞力ヲ減シ仕上リタル缶詰ニ光沢アリテ錆ヲ生スルコト遅シ故ニ従来ノ釜ヲ賣却シ蒸蒸缶ノ一度ニ五百個ヲ蒸スモノニ改良スベキノ見込ニ有之候也

三 所管石狩缶詰所ニ於テ

(欄外) ㊦(細川) ㊦(真崎)

工第百三拾二号

所管石狩缶詰場ニ於テ製造之鱒缶詰七万缶余買受人有之趣ヲ以小官滞京中真崎書記官ヨリ製造方協議有之候得共缶形ノ異ル為空缶製作ニ時日ヲ要シ本年鱒漁季節ニ間ニ合兼候ヨリ遺憾ナカラ注文ニ難応次第ニ有之然ルニ缶詰類ハ目下販路不充分ノ折柄ニ付可成注文品製造致度見込ニ有之候間向後鮭鱒缶詰共缶形等ニ望ミアル注文品有之候ハ、今ヨリ手配致置度候条其向御取調ノ上御申越相成候様致度此段申進候也
明治十八年五月十四日

札幌工業事務所長 長谷部辰連「印」

管理局長代理

大書記官 鈴木大亮殿

現代文

一 事業計画ノ件及營業資本ノ義

石狩缶詰所ノ資本は、従来二万六千二百円で、鮭鱒合わせて年間十二万缶を生産しているところです。今般、同所ノ資本額を三万と想定いたしました。

従前ノ資本額即ち二万六千二百円は、開拓使より物品で交付されたものであり、現金の交付を受けるべきものはその実九千三百三十八円あります。

もし、従来どおり十二万缶を製造するとすればその支出予算は、一万八千三百六十四円を要し、そのうち七千六百十四円は、物品の現存するものを使用するとしても、一万七千七百円の現金がなければ作業はいたしかねます。

然るに本場の缶の販路の点に至っては、未だ開通に至らずして、年々の売値は僅かに四千円内外に過ぎません。本年の収入を四千円と仮定し、これに今般交付の現金九千三百三十八円を合算し、この中から本年度の製造に要する費用一万七千七百円を除去するときは、その残額は僅かに二千六百三十八円余に過ぎず、この些少の金費を以って十六年度以降の事業を維持できないことは議論の余地はありません。

今、大いに製造年額を減じ、年額を減らし鮭鱒の合計三万五、六千缶に止めれば、省が現在の資本で維持できるように考慮いたしました。が、又一方で他に困難を引き起こすのはもちろん、長年熟練の功を積んで今日の技量に進んだ職工も多少解雇しなければなりません。又、製造高は減少しても職夫及び消耗品費等は比例に応じて減るわけではないことから、製造高が減少しても、その原価はいよいよ高騰するは自然の道理であり随って販路を妨害するのを止めることはできないと考えます。

これまでに述べた次第ですので、事業維持の方法について苦心を極めております。旧来の年額の缶を製造し、十六年度以後は、特別の御

論議をもつて損金を交付くださるか、又は原価の高騰、販路の閉塞等にも関せず、多少の職夫を放免して大いに製造高を減じ、鮭鱒の合計三万五、六千缶に止めるべきか、目下鮭缶詰の季節に差し掛かっておりますので、何分の御指揮をくださいますようお願いいたします。

二 缶詰製造費ノ議ニ付具申

石狩における缶詰製造費については、去る八月第十三号を以つて上申したところですが、それ以来、物価は日を追つて低下しており、この事業は、製造額の多寡により原価に高低の差が表れるものです。現在の状況は、年間五万缶あまり製造する見込みであります。精一杯費用を節減したうで、別紙甲号の調査にもとづき中央北発物第一七七号を以つて調査したとおり、本年の製造割を四万缶と定め、その原価を一個八錢以内として大きく費用を削減した予算を書き留めておくよう指示がありましたので、乙号のとおり取り調べいたしました。このように今回調査した四万缶の予算と昨年八月の予算とを比べ、経費が減額されているのは、職工給の編入法（方）と物価の下落したこ

とによるものであります。参考までに丙号比較表を添えました。十余万缶と四万缶の製造費の割合に大きな違いが無いのは、製造額について実際は多額の節減が難しいからです。なお詳細については別紙としましたので、ご諒解のうえ繰り返しになりますが、何分のご指示ありますようお願いを申し上げます。

明治十七年四月廿五日

北海道工業事務所長 長谷部辰連 印

管理局長 安田定則殿

缶詰代価調査ノ要領

石狩缶詰所の現在の雇夫十二名で一カ年に鮭十三万二千一五〇缶、鱒二万五千缶合わせて十五万六千二五〇缶を製造するとして原価を調べた結果は、別紙のとおりです。なお、考照のため今日まで実施してきた順序及び今後施行すべき手続きの諸費用も調査して合わせて参観に供します。

調書の中で原価を低下させるために最も難しい点は、雇夫の給料の編入法で、他の諸費用はかなり節減し、雇夫を叱咤勉勵しても漁業期節（鱒二十日間、鮭五十日間）に限りがあるため缶詰事業の休間に従事させる他の事業を興すまでの、価格の引き下げは実に至難と言わざるを得ません。

つまるところ当地の職工の雇用の不便に原因があります。例えば他の甲という事業が停止しても乙という事業があれば、その職工は職を解かれても乙に雇われるという利点があります。ゆえに業者もまた解雇を自由にできるという便利があり、その事業が忙しいときは増員し、閑なときは減員しても被雇者にはそれほどの害にならず、雇主の利益も少なくありません。

缶詰業の如きは全くこれと異なり、創業からまだ日が浅いことから実際の経験に乏しく熟達の職工は容易に得がたいのみならず、当地の雇夫の如きは未だ技術を養生しているところであり、製造計画および技術はほとんど十のうち九にまで達しておりません。（一層技術が進歩すれば明細書の順序を追つて百缶あるいは千缶の資金を定めて職工に請負わせられれば傷腐等の損失は彼（職工）に負担させることにしても、（職工が）就業中は非常に労力と勉強をもつてすればそれに従つて多額の賃金を得る利益を覚知することにより、その価格も自ずから低下することは勿論、解雇の自由を得て事業の閑なときは雇いを解いても（職工は）一時に多額の金額を得られるので、季節に至れば彼（職工）のほうから雇役を請うことになるでしょう。そうすれば事業は完

成し充分の調査を得られるでしょう。

ゆえに今日の現況は未だ雇給料1ヶ年分を現に製造した缶詰の原価に編入し、その損益を計算する程度に達していないことから、他日一層事業が進歩する日がくるまで、まずもって缶詰事業の休止期間に給する雇夫の給料及びその取締り筆算者の給料は、原価に組み入れざるよういたしたいと思ひます。

また、調査中に朱で囲ったところは平均二ヶ年間は、新調する必要のないものですが、しばらくは費目中に組み入れておき、毀損もなく新調も必要ないときは除金となし置き、漸次緒機械のうちで新調を要するもの（テール目透等）の費用を補助する見通しです。

缶詰を煮る釜はこれまで小試験に用いた蒸気缶は一度に二百個を蒸すのもであり到底間に合わないものであるため、従前の釜を使って煮る方法と比較すれば蒸気缶は石炭の代償が多少嵩むものの、労力を減らし仕上がった缶詰に光沢があつて錆を生じることが遅いので従来釜を売却し、蒸気缶を一度に五百個を蒸すものに改良すべき見込みであります。

三 所管石狩缶詰所ニ於テ

所管石狩缶詰所に於いて製造の鱒缶詰七万缶余の買受人がいるといふことで滞京中真崎書記官より製造法の協議があつたところですが、缶形の異なるため空缶製作に時日を要し、本年鱒漁季節に間に合いかねることから遺憾ながら注文に追応することは難しい状況です。しかるに缶詰類は目下販路不十分の折柄、かなり注成品を製造しなければならぬと思われまふ。向後鮭鱒とも缶形等に望みのある注成品がある場合には今から手配しておきたいと存じます。そのことについてお取調べのうえ、ご連絡いただけるよう申し上げます。

明治十八年五月十四日

札幌工業事務所長 長谷部辰連「印」

管理局長代理

大書記官 鈴木大亮殿



写真2 事業計画ノ件及營業資本ノ義

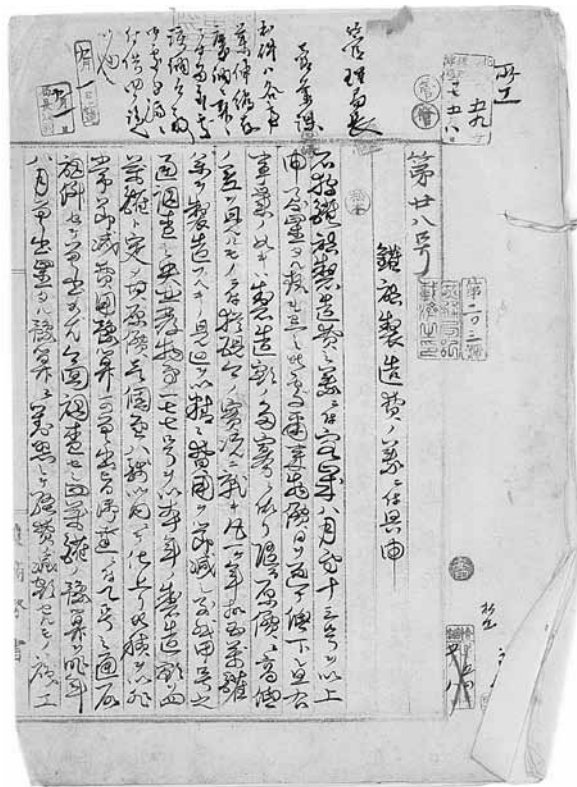


写真1 缶詰製造費ノ義ニ付具申

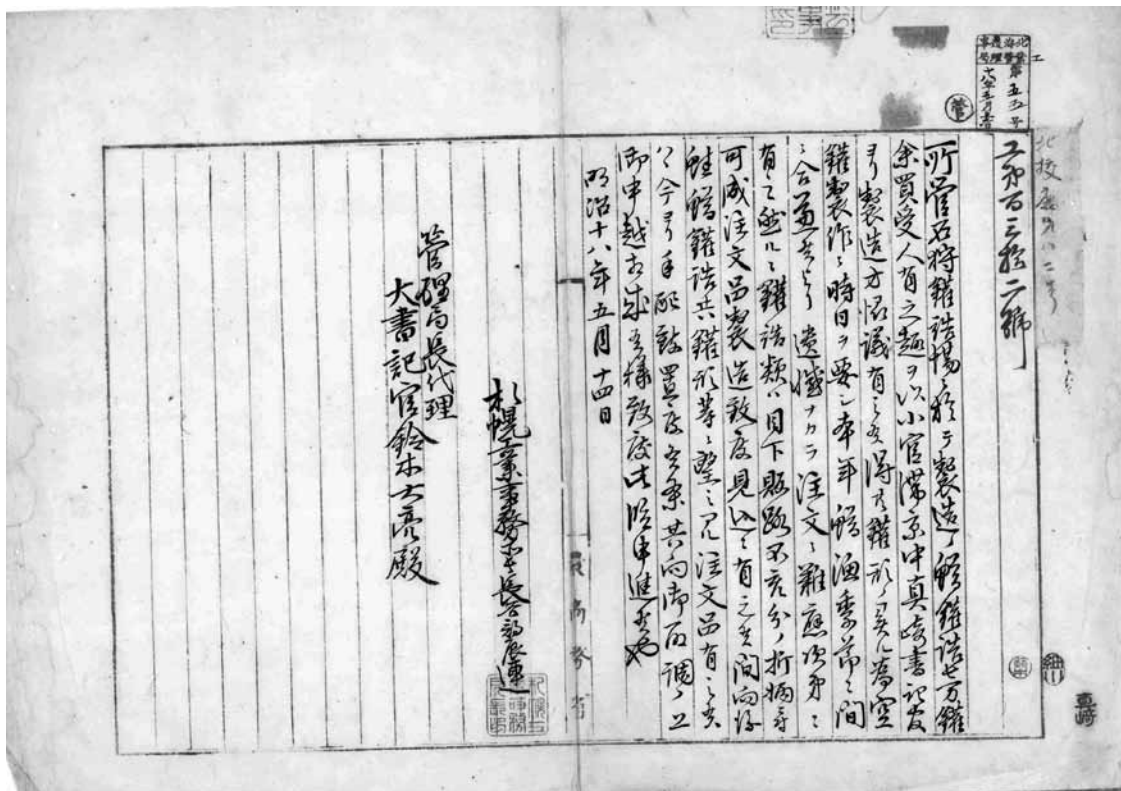


写真3 所管石狩缶詰所ニ於テ

表 1 石狩市民図書館所蔵石狩缶詰所関係文書一覧

番号	文書名	日付	差出または作成	宛先	内容摘記	形状
1	事業計画ノ件及営業資本ノ義	明治 15 年 8 月 14 日	七等官 有島義国	書記官 工営局長 会計局長	開拓使から引き継いだ石狩缶詰所の資産等について	冊子 農商務省 罫紙 2 枚
2	缶詰製造費ノ義ニ付具申	明治 17 年 4 月 23 日	札幌工業事務 所長長谷 部辰連	管理局長 安田定則	石狩缶詰所の製造費用について	能商務省 罫紙
3	所管石狩缶詰所ニ於テ	明治 18 年 5 月 14 日	札幌工業事務 所長長谷 部辰連	管理局長代理 大書記官鈴木 大亮	小宮書記官からの注文には対応できないので断る。	能商務省 罫紙
4	鮭魚購買之義ニ付伺	明治 16 年 3 月 29 日	七等属 臼井庸輔	管理局長 安田定則	根室農工事務所で追加製造する鮭缶の材料として鮭 100 石を 700 円で購入することについての伺い。業者の見積書付き・	能商務省 罫紙
5	管詰払下之義ニ付伺	明治 17 年 1 月 26 日	根室農務所 長和田正苗	管理局長 安田定則	根室で缶詰を販売(払下)するとき、東京での売価より運送費分を割り引くことについての伺	能商務省 罫紙
6	不良製缶詰処分之義ニ付伺	明治 17 年 1 月 27 日	根室農務所 長和田正苗	管理局長 安田定則	根室農工事務所管内の缶詰所で生じた不良品の処分法についての伺	能商務省 罫紙
7	繰替金購入物品之内不良缶詰処分方ノ義ニ付伺	明治 18 年 9 月 2 日	根室農工事務 所副長代 理小林忠恭	管理局長代理 大書記官鈴木 大亮	繰替金で製造した缶詰の不良品を一箱一円で処分することについての伺	能商務省 罫紙
8	別海缶詰場十九年度事業計画之義ニ付伺	明治 18 年 12 月 26 日	根室農工事務 所副長森 尾茂助	管理局長代理 大書記官鈴木 大亮	明治 19 年度の大量注文への対応策(国後島の沙那工場の再稼働など)に関する伺	能商務省 罫紙
9	根室新製見本鱒缶詰処分之義ニ付伺	明治 19 年 9 月 9 日	管理局管業 課	根室農工事務 所管業科長	根室農工事務所から本庁の管理課に鱒缶詰を見本として送付する件	能商務省 罫紙
10	見本缶詰処分之義上申	明治 19 年 11 月 26 日	四等属太田 又一郎	旧管理局長代 理	販売見本の缶詰について	能商務省 罫紙
11	見本缶詰之義ニ付伺	明治 19 年 12 月 9 日	四等属太田 又一郎	旧管理局長代 理	牛肉缶その他の売価格及び販売見通しについて	能商務省 罫紙
12	缶詰の製造	不詳			自筆原稿	
13	缶詰	不詳			自筆原稿	
14	洞爺村沿革略	不詳			自筆原稿	

表2 開拓使時代の缶詰生産量

種目		1878年 (明治10年)	1879年 (明治11年)	1880年 (明治12年)	1881年 (明治13年)	1882年 (明治14年)
鮭	数量	13,346 缶	51,500 缶	23,914 缶	86,847 缶	74,356 缶
	代価	1,048 円	3,605 円	1,923 円	12,159 円	10,112 円
同酢漬	数量	0 缶	0 缶	580 缶	33,800 缶	6,897 缶
	代価	0 円	0 円	92 円	5,970 円	1,104 円
鱒	数量	2,724 缶	1,700 缶	68,627 缶	71,860 缶	0 缶
	代価	245 円	111 円	5,807 円	9,998 円	0 円
同酢漬	数量	0 缶	0 缶	0 缶	5,540 缶	0 缶
	代価	0 円	0 円	0 円	1,136 円	0 円
鹿	数量	13,400 缶	76,313 缶	21,268 缶	0 缶	0 缶
	代価	1,340 円	7,106 円	3,388 円	0 円	0 円
玉蜀黍	数量	0 缶	0 缶	1,004 缶	0 缶	0 缶
	代価	0 円	0 円	100 円	0 円	0 円
豌豆	数量	0 缶	0 缶	599 缶	1,080 缶	0 缶
	代価	0 円	0 円	62 円	146 円	0 円
椎茸	数量	0 缶	0 缶	547 缶	0 缶	0 缶
	代価	0 円	0 円	116 円	0 円	0 円
李	数量	0 缶	0 缶	131 缶	0 缶	0 缶
	代価	0 円	0 円	25 円	0 円	0 円
合計	数量	29,470 缶	129,513 缶	116,670 缶	199,127 缶	81,253 缶
	代価	2,633 円	10,822 円	11,513 円	29,408 円	11,216 円

「缶詰及び製造物一覧表」(大蔵省編 1885、785p) を一部改変

ルーランについて

工藤義衛

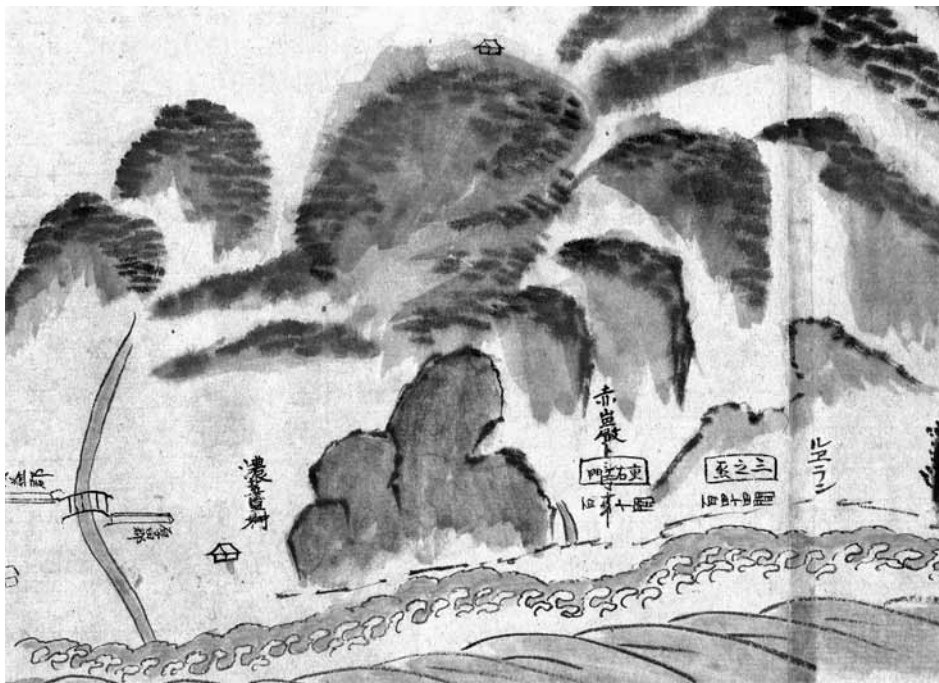
ルーランは石狩市厚田区にある地名、川の名である。アイヌ語由来の地名で永田方正の『北海道蝦夷語地名解』では「Ruerani ルエラニ 坂」となっている（永田一九八四、一〇三頁）。知里真志保は「ruerani」（路が・そこから・降ってくる・ところ）と解した（知里一九五六、一一一頁）。山田秀三は「ルエラニは「坂」の意。ルエランはその略形。」と書いている（山田一九八四、一五九）。こうしてみるとルーランは「ルエラニ（あるいはルラン「ru-ran」）が原形で（路・そこから・下る・もの）が原形で、「坂」を意味していると考えて良いだろう。

近世史料を見ると、「西蝦夷地分間」をはじめ、天明から安政にかけての調査記録には「ルーラン（ルエラン）」は見られない。文化二年の幕府による調査の際に書かれた「東海参譚」は、石狩から浜益までの海岸の地名を克明に記しているが、オシヨロコツ（厚田区押琴）からビシヤンヘツ（浜益区毘砂別）までは船で移動しており、その間は船上から見たアツタ川、コキビルノサキ（濃昼岬）、ヲクルケノサキ（送毛岬）アヒカウノサキ（愛冠岬）を記すのみである（谷川編一九九一、二九頁）。この区域は崖が海に迫り陸上の移動が困難であることが船での移動になった理由であろうが、アツタ川には「夷家」と注記があるが他には無いことから見ても、ニシン漁の漁期を除き元来人跡の薄い海岸であったのだろう。

■ルーランの記録

ルーランに関する最も古い記録は松浦武四郎が一八五七（安政四）年に当地を訪れた際に「ルエラン」と記したものである。「ルエラン、岳に成居て崩岸に少し歩行致し候道有るなり。よつてよつて号り。尤も其地形名のごとし」（秋葉編一九八二、一六三頁）また、「蝦夷日誌」には「ルエサン（崩崖）、往昔此岳よりここに神下りし道の跡が有る

といふ義なり」と書かれている（吉田編一九六二、二二一頁）。一八七〇（明治三）年の「厚田郡漁場図」石狩市教育委員会所蔵）には赤岩の手前（南側）に「ルエラン」とある。



「厚田郡漁場図」

しかし開拓使厚田詰だった柳瀬真精が同じ一八七〇年に小樽銭函にあった開拓使庶務掛に提出した「厚田郡村小名調」にはルーラン（ル

エラン）は見られない。ある程度の居住者がおり、地名としてはあるものの小字（集落）として扱うほどではないと判断される状況だったのではなからうか。

厚田郡村小名調

シエツフ	シリアツカリ	フラトマリ
聚富	後厚狩	富羅泊
モウライ	シャランベツ	ヲ子トマリ
蒙萊	紗蘭別	御根泊
ホロナイ	ウエンシリ	コタンヘツ
保蘆内	宇園尻	古潭別
ヲシヨロコツ	アラシマ	ラム子トマリ
押続古津	青島	良棟泊
ヘルカラウス	ニヲトマリ	コタンナイ
辺留柄白	二緒泊	古丹内
ヤマシタ	ヘツトカリ	ホロナイ
山下	別戸狩	保路内
トモンヘツ	ヤソシケ	タキノサハ
戸紋別	八十志気	瀧澤
コカ子ミトヲケ	チャラチナイ	アカユワ

黄金見峠 鳥羅地内 赤巖

ゴキヒル
午來昼

以上

村名假名ニテ認メ通用候兎角区々ニ相成不都合ニ候条即今認様見易ク便利ヲ計リ前件調之通返リニ通用致候間此段致進達候以上
午 十一月廿日 小樽 築瀬権少主典^印

小樽

庶務掛

御中

（道立文書館・簿書一七九「明治三年午七月 浜益・厚田往復留」）

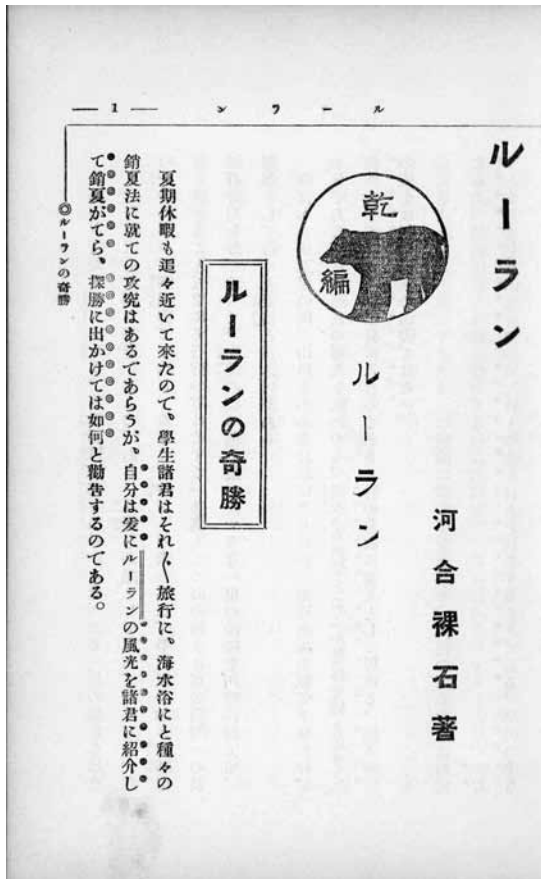
なお、岩内郷土資料館が所蔵する柳瀬真精文書中の「自安瀬村至濃昼村山道筋并怪が新道切り開中見込粗絵図」には「字留江嵐」とあり漢字表記も試みられていたようである。

■河合裸石とルーラン

厚田の「ルーラン」を自身の短編及び短編集の標題にしたのは、河合裸石（かわいらせき・一八八三～一九四一）である。裸石は本名を河合七郎といい一八八五（明治一八）年に新潟県三島郡寺泊村から家族とともに北海道に転居した。苦勞して東京英語学校を卒業したのち、一九〇五（明治三八）年に厚田村高等尋常小学校の代用教員となった。教員生活のかたわら「秘境」に見立てた厚田を中心とする景勝地を舞台に、アイヌの伝承を題材とした紀行文、小説を「探検世界」「武侠

世界」などの雑誌や北海タイムスなどの新聞に投稿した。一九二二(明治四五)年に上辞した初の短編集「ルーラン」は好評を得、これにより作家河合裸石の名とともに「ルーラン」は広く世に知られるようになった。厚田の「ルーラン」が広く認知されたのは河合のこれらの創作活動による大きい。なお、厚田村時代の教え子に創価学会二代目会長戸田城聖、作家子母澤寛がいる(河合一九二四)。

裸石は一九一三(大正二)年に厚田尋常高等小学校を退職したのち、一九一八(大正七)年に北海タイムス社に入社した。北海タイムスでは名社会部長として知られ、多くの記者を育てた。また、一九二六(昭和二)年から事業部長として物産博覧会や少年野球大会の開催など多くの文化事業を手がけた。道内の新聞社に先駆けて三機の飛行機を導入し、北海道初の定期郵便飛行(札幌旭川、札幌帯広間)を行うなど航空事業にも熱心であった。また札幌スキー連盟の役員としてスキーの振興に尽力し、北海道スキースキーの先駆者と呼ばれている。民謡の研究



にも熱心で、追分節の保存、伝承に力を尽くした(北海道文学館編一九八五)。

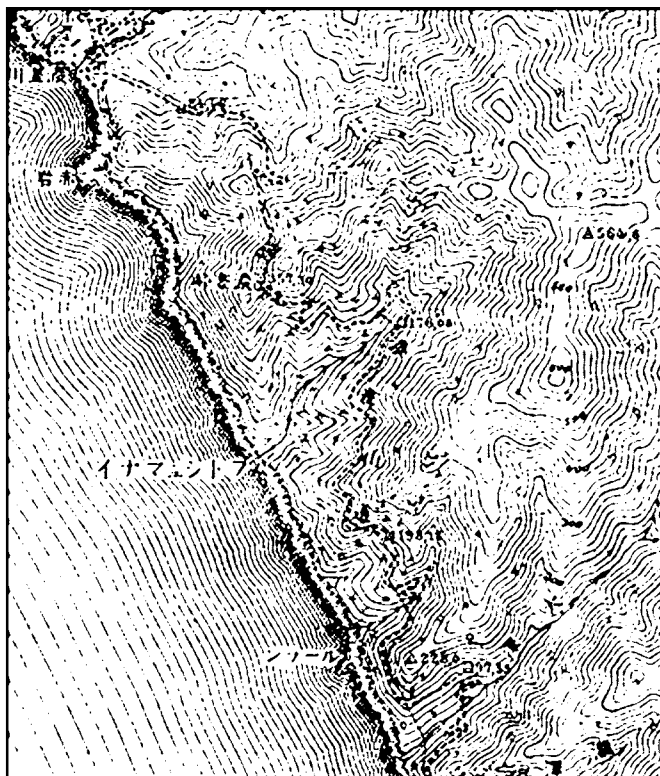
一九一八年に札幌で開催された開道五〇周年記念博覧会では、裸石の小説を基にした長唄「紅燕情話」が上演され大好評を博した。「紅燕情話」は義経伝説に題材をとり、石狩川河口の砂丘を舞台とする作品である。裸石はさかんに「アイヌの伝承」を自身の小説に取り入れた。しかし、裸石の「アイヌ伝承」は実際のアイヌの伝承との結びつきが明らかでなく、裸石の創作とみるべきであろう。

さて、一九〇〇年代半ばに厚田に来た河合裸石が「ルーラン」を用いていることから「ルエラン」が「ルーラン」に変わったのは一八七〇年から一九〇〇年頃までの間と考えられる。厚田郡内のカタカナ表記だったアイヌ語由来の地名は、この期間に漢字表記に置き換わっていった。安瀬・濃昼間の地名のうち、フトシマナイ(太島内)、アカイワ(赤岩)も漢字表記になった。しかしルーラン、チャラツナイはカタカナ表記のまま漢字表記になることはなかった。この二つの地名に漢字が当てられている資料もあり、先に見たように漢字表記する試みもあったようだが、結局は定着しなかった。その違いは、いったい何によるものだったのだろうか。

■地図上のルーラン一八九〇(明治二六)年頃の測量とされる北海道庁製二十万分一図(いわゆる実測切図)及び北海道庁の測量成果をもとに陸軍陸地測量部が作成した一八九八(明治二九)年の「仮製五万分一図」には「ルーラン」は載っていない。その後大正五年から発行された陸軍陸地測量部測量の五万分一図にも「ルーラン」は見えない。「ルーラン」が載るのは一九五四(昭和二九)年の五万分一図のみである。しかし、その後再び「ルーラン」は見られなくなり、現在に至っている。

■厚田村勢要覧

昭和一二年の厚田村勢要覧には、「厚田名勝ルーラン」として太島



五万分一図・濃昼 (昭和29年製)

内の由来となった穴の開いた大岩を含む写真が掲載されている。この要覧の「厚田村全図」では安瀬の先はルーラン、プトシユマナイ、赤岩、濃昼となっている。昭和三〇年の村勢要覧の「厚田村全図」では安瀬、濃昼間には「ルーラン」しかなく、「涼を呼ぶ景勝地ルーラン」のタイトルで太島内の穴のある大岩の写真が掲載されている。この頃には太島内を含む安瀬から濃昼までの一帯を「ルーラン」と呼ぶようになっていたと考えられる。

なお、札幌生まれの画家三岸好太郎は自身の出生地を「石狩ルーラン一六番地」(実在しない)と自称していた。

■ルーランについての私見

ルエラン」に由来すると考えられている地名は、厚田以外、道内各地にもある。石狩市浜益区にある「ルオサニ」は、南山と呼ばれる浜



厚田名勝ルーラン



昭和一二年 厚田村村勢要 上 厚田村全図(部分)
下 「厚田名勝ルーラン」

益平野南側の丘陵地から下る坂の地名である。浜益在住のアイヌ史研究家河崎宏太郎氏は次のような話を紹介している。「私の母は、ユーカラの伝承者で、私が幼い頃、私をここに連れて来て、山を下って来る路が、ユーカラに出て来るルオサニで、この浜辺に出てくる処にルオサニ人が住んでいたし、川口には、シャンプト(出る口)と云う村があつて、そこにはシャンプト人が住んでいた。といって私に詳しく教えてくれたものだった。(今野正治氏の話・河崎一九八二、六〇頁)」

室蘭もルエラニ地名のひとつである。「モ・ルラン (mo-ruran・小ヌン・坂) から来たものである。正確に言えば・ルエラニ (mo-rurerami・小さい・坂) である。」(山田一九八四、三九七八頁)

中川町字神路(かみじ)は、旧国鉄宗谷線神路駅(信号所。現在は廃駅)の天塩川を挟んだ反対側の大きな崖を指す地名である。「カムイ・ルエサニ」(kamui-ruesani)神様の・坂)とよばれていたのを意識した名。

武四郎は「カムイルウサン。高さ凡三百丈も有。其半腹より大岩崩落けるが、是は往昔こえエナヲを供えず過しかば、岩面崩て下行船を碎きしと。神威著しきとて、土人等惣てエナヲと（烟草、米等を一つまみづつ供へて上る。（天塩日誌）」（山田一九八三、一四三頁）

北見市を流れるルシヤ川は「ルエシヤニ（ru-shan・道が・そ）」の浜の方に。出る・処）が略されてルーシヤニ、ルーシヤになったものだという。」（山田一九八三、二二三頁）同様の地名に根室市ルサ川がある。

稚内市街のクサンルから山を越えて日本海岸に下った所に「坂の下」という地名がある。「松浦図ではルエラン、明治の地図ではルエラニと書かれている。ルエラニ（ru-rani）は「坂」の意。ルーランはその略形。語義通りの処である（山田一九八四、一五九頁）。（筆者注「松浦図」は「東西蝦夷山川地理取調図」を「明治の地図」は「仮製五万分一図」「道庁版旧二十万分一図」を指す。）

網羅的ではないが道内の「ルエサニ」地名をいくつか見てみたが、単純にその場所の地形を表しているものほか、カムイ（神）に関連するものがみられる。厚田のルーランは、既にもたように松浦武四郎が「ルエサン（崩岸）、往昔此岳よりここに神下りし道の跡が有るといふ義なり」と記しており、カムイと関連するルエサニ地名のひとつと考えられる。このことについて地名研究家の榎原正之氏も「なお、西蝦夷日誌の記述を考慮するなら、後志管内にも類例のある、カムイルラン：人間ではなく：上り降り出来るのは：カムイだけである、という意味あいを含んだ地名であったかもしれない。」と指摘している。さて、改めて松浦武四郎の記述をみると、「崩岸」とは「ルエサン（坂）」とは直接関係が無く、この場所が何か崩落物が散乱しているという状況を表現したものである。なぜ武四郎がそれを書いたか。それは、武四郎にとってこの情景がよほど印象的で記録すべきと考えたからであ

ろう。

ルーラン一帯の海岸は高い断崖が海に迫っている。この崖が崩れ、割れ落ちた巨岩の間に一筋の坂道が生まれていることをアイヌが見出した時、それを超越的な存在が岩を押し割って通っていった痕跡と感じたのではないだろうか。そして武四郎が崩れた岩が散乱するこの地に至り、呆然と割れた巨岩を眺めている時、傍らにいたアイヌが「カムイの通った跡だよ」と語ったのではないか。西蝦夷日誌の「往昔此岳よりここに神下りし道の跡が有るといふ義なり」というの記述は、そのような状況があったことを示しているのではなからうか。

ルーランを含む石狩市厚田区から浜益区に至る断崖は二三〇〇万年前から一万二千年前の火山活動によって形成されたものである。河合裸石が「奇勝」と呼んだこの付近の特徴的な海岸地形は、海底火山によって生成されたハイアロクラスタイトなどの砕けやすい火成岩が波で崩れ浸食されて生みだされた。数万年にわたる自然の営為こそが、厚田の「ルーラン」を生んだ「超越的なちから」なのかもしれない。

謝辞

室蘭在住で石狩市郷土研究会会員の井口利夫氏には「ルーラン」に限らずアイヌ語由来の地名について、日頃より懇切なご教示を頂いている。本稿についてもさまざまにご教示をいただき心から感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 松浦武四郎著秋葉実編 一九八二 丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌
- 下 北海道出版企画センター
- 厚田村役場編 一九三七 厚田村勢要覽昭和十二年
- 厚田村役場編 一九五五 村勢要覽昭和三〇年版 厚田村
- 河合裸石 一九一三 ルーラン

一九二四 「村を出た子母澤さんへ」 北海道倶楽部第一卷第一号

河崎太郎宏 一九八二 ユーカラのふるさと

木原直彦 一九八二 『北海道文学散歩Ⅱ道央編』 立風書房

榊原正文 二〇〇二 データベースアイヌ語地名3 石狩Ⅱ 北海道出版企画センター

出版企画センター

谷川健一編 一九九 日本生活史料集成第四卷 三一書房

知里真志保 一九八四 地名アイヌ語小辞典(復刊) 北海道出版企画センター

永田方正 一九八四 北海道蝦夷語地名解 国書刊行会

北海道文学館編 一九八五 「河合裸石」 北海道文学大事典 北海道新聞社

吉田常吉編 一九六二 蝦夷日誌(下) 時事通信社

山田秀三 一九八四 北海道の地名 北海道新聞社

歴代村山傳兵衛の活躍を年表で見る

安井澄子

はじめに 村山家が活躍した時代の背景

一、十五紀前半 蝦夷嶋エトガシマ コシヤマイン 東北地方の安東氏 南部氏

二、寛文年中の時代（初代村山傳兵衛の父傳太夫 初渡道の頃）

和入地（西……熊石村から 東……亀田村まで）

松前藩は蝦夷地を《商場知行制》として

アイヌの人々との交易をする 商場の権利を与えていた。

*ウイマム型交易……アイヌ側が藩主や藩士のもとへ御目見得の形を

とって渡来した。

*オムシヤ型交易……藩主や藩士の交易船がアイヌのもとへ出向いて

交流の儀礼の形をとる

アイヌ民族によるの五大勢力の集団社会が形成されていた

①内浦アイヌ アイコウイン……国縫以南の内浦湾西岸部

②メナシクル シヤクシャイン……シブチャリ（静内）日高南部・十

勝平野・釧路

③シムムクル オニビシ……ニイカッブシコツ千歳・勇払・鷗川・沙流

④石狩アイヌ ハウカセ……石狩川流域 石狩平野 増毛

⑤余市アイヌ ハチロウエモン……利尻 天塩 宗谷

（ハウカセの勢力は日本海岸 太櫓から北宗谷にも及んだ）

松前藩も「蝦夷地のこととは蝦夷次第」という方針で、藩主の直領地でも家臣の知行地も交易船には上乘役という家臣がついてきて、この酋長に面接し争いをしないようにとの決まりがあった。商場知行制が確立。

が、実際は和人からの一方的な交換商品の粗悪化・比率の悪化、ア

イヌの漁獵圏の侵害、

（松前側 米一俵 二斗入を七〜八升入に

アイヌ側 干鮭五束・百本）

アイヌの生活圏が著しく侵害されてきていた。

発端はシムムクルとメナシクルがシブチャリ川（静内川）一帯の漁獵圏を巡る内紛であった。

三、《シヤクシャインの蜂起》 寛文九年（一六六九年）

六月シヤクシャインに率いられた東蝦夷地シブチャリのメナシクル

蜂起、商船一九隻を破壊、侍・鷹師・通詞・船頭・水主など

二七三人殺害

『津軽一統志』によると、東蝦夷地にて二五〇人程、

シヤクシャインに呼応した西蝦夷地のアイヌの反乱により一四三人が殺害される）

七月二八日〜八月四日 松前藩士卒一千余人、津軽藩も侍四八人・

雑兵七〇〇人余加勢、南部藩も武器援助。

国縫の戦い（アイヌ側は槍・弓。 松前藩側は鉄砲）

十月和議の場に呼び出されたシヤクシャインはその祝いの席で謀殺され、蜂起は鎮圧された。

その後も蝦夷地全体を統括するアイヌの総頭に当たる者は存在せず。

その地域を押さええている酋長（酋長）のもとにコタンの社会が形成されている。

時々、アイヌ同士の攻撃はあった。「福山秘府」

四. 《飛騨屋武川久兵衛》 飛騨 (岐阜県下呂市)

「伐木業」(山請負) ↓東北・蝦夷地

安永年代 石狩山伐木

江戸の材木高騰に伴い財をなして、松前藩への莫大な貸付金の返済の代わりに、

五ヶ場所の「漁業の場所請負人」として参入。下請けに出す。

エトモ ↓ 大津屋へ

アツケシ ↓ 材木屋へ

キイタツプ ↘

クナシリ ↓ツキノエの乱妨で8年以上交易ならず

……ロシアに近づく態度

ソウヤ ↓阿部屋へ

松前藩は異国人は不屈きとして相手にせず。

対和人交易(米・日本商品)なしでは、対ロシア関係も不調↓ツキノエ詫びをいれる。

五. 《国後目梨の乱》 寛政元年(一七八九年)

五月初め クナシリ五ヶ所で蜂起 和人二二人惨殺

メナシ地方六ヶ所 三八人

チウルイ 滞船中の飛騨屋の船大通丸の船中で 一一人

合計 七一人が犠牲となる

五月一五日 松前へ伝えられ、飛騨屋の者がメナシ地方のシベツ(標津)まで出向き、犠牲者の遺体放置されているのを確認

六月一日 松前藩へ届出

松前藩の足軽が与えた薬を飲んで死亡。「毒殺↓遺恨↓騒動」

六月一日〜一九日 松前藩の鎮撫軍が派遣。 鉄砲・大砲・総勢

二六〇余人出陣

(新井田孫三郎)

閏六月あり

七月八日 ノカマップ(現根室市)着。二ヶ月程も日数かけての

到着

行軍途中 各地で情報を集め

各地の長人を集め連行。四四人。

背後で反抗の動きをとらせない為の人質

各地で緊急連絡のための「烽火台」を設けさせる。

蜂起に関係したアイヌ人を鎮撫軍の前へ連れて来させる

アツケシ長人 イコトイ ↓クナシリへ出張

ノカマップ長人 ションコ ↓メナシ方面へ出張

クナシリ長人 ツキノエ

オサツへ長人 ネチカネ・シトウケン (新井田孫三郎の知行地)

七月一五日にメナシ 一八三人

七月一六日にクナシリ 一三一人

《取調べに当たったのは長人たち》

徒党の者

クナシリ 四一人(マメキリら五人頭取・殺害に加わった九人・

他二七人)

メナシ 八九人(ホロエメキラ三人・殺害に加わった二一人

他六五人)

総勢 一三〇人 ツキノエの息子(セツハヤフ)も出頭させて

いる。

七月二〇日 徒党のうち主な者を呼出、取調「申口」を整理、記録している。

一・待遇の劣悪さ

二・支配人・番人らの暴言・暴行

三・「密夫」の酷さ

三七人全員を入牢（外に一人逃亡）

七月二一日 三七人 斬罪（打ち首）が行われる 首は塩漬け

メナシの六五人は全員逃亡

七月二七日 鎮撫軍、ノカマップを出発

「御目見蝦夷」男女三九人（四〇余人とも）を伴って帰陣

ツキノエは息子（イコリカヤニ）をこの度御目見得のお供に差し出すので、逃亡者の件は勘弁して欲しいと願い出て認められている。御目見得のお供は人質として出頭の意味あり。

九月五日 城下町で 凱旋の大行列が行われた。

味方の蝦夷四〇人余は残らず蝦夷錦を着用。天晴れなる容姿であった。

（夷酋列像……鎮撫に功があったというアイヌ首長たちの肖像画を蠣崎波響が描く）

九月七日 西部の立石野で「いったんは首改」が行われ、張本の者八人については「獄門（さらし首）」の扱いとされた。

《鎮撫軍は合戦で平定するのでは無く、現地の有力アイヌの首長たちの協力を得て、公平に理非を糺して、取り鎮めた》

幕府の裁定でも、飛驒屋に不埒なことは無かったとしている。

運上金の先納分と用立金一二八〇両。

貸付金（元利合わせて四二〇〇両余）、家臣四三人への要求額（二一〇〇〇両余）

の返済を求める公訴も提起している。が、返済を受ける見通しの立たないまま、寛政三年（一七九一年）一〇月飛驒屋久兵衛が江戸へ出て最後の「掛合」をするが、全てをあきらめる形で内済を了承した。

出身地の下呂市では、前掲の「蝦夷共申口」を一方的と否定的。

飛驒屋に対して悪意を持つ三右衛門が通詞頭となつて、新井田孫三郎等と同道、現地で番人たちの口封じをし、飛驒屋を悪く言うよう仕向けたからだ。

（三右衛門は私欲を図つて飛驒屋から罷免されていた者で、彼らをたきつけた？）

この「国後目梨の蝦夷騒動」に関しては、幾人もの人々が日誌・記録・報告書を書き残している。夫々の立場から自分に都合の良いことはあえて触れていないのかも知れない。

どれだけアイヌの人たちの本音を書き残しているのか……。

アイヌの方から「今まで通りに場所請負人制度を続けて交易船を派遣して欲しい」旨の 嘆願もあつたとか 伝えられている。

上記の二大騒乱は、アイヌ人に対しての「和人の横暴」が消すことのない出来ない汚点として歴史に刻まれてしまった。

これらの騒乱に関しては、場所請負人としての村山傳兵衛は関わっていない。

六、《石狩のアイヌや村山家の番人たちの 過酷な冬山越えが課せら

れる》

松前藩は飛騨屋から請負場所を取り上げ、直差配地とする。

飛騨屋久兵衛は使用人を殺害され、財産を奪われて去った。

途端に東部のアイヌたちは介抱品も途絶え、飢え死に寸前で、越冬もままならない状況に陥る。

騒乱の後九月にソウヤ、アツケシ、子モロ、クナシリの各地を傳兵衛に請負を命ずる。

米をはじめ介抱品の運搬を阿部屋村山家へ命ずる。時期も遅く人手もないとして、再三辞退したけれど許されず、やむを得ず

晩秋で航海殆ど途絶した後、当時の傳兵衛の請負場所のイシカリ、アツタ、オタルナイ、マシケの各地より数百のアイヌを召集し、支配人、番人に監督させ ① 宗谷回り ② 日高回り と、人海戦術でその費用多額。

手船永福丸（五百石積）に米酒その他の介抱品を積み入れ福山を出航するが日高シャヤマニ迄で、海上風波激しく船頭一人福山に戻ってしまった。シャヤマニよりアツケシまで、陸路をアイヌの人々が背負つての過酷な山越えをすることになった。東蝦夷地のアイヌを救ったということとは伝わらずに、村山家がアイヌを酷使したということだけが伝わっている。

現在も「場所請負人＝悪徳商人」の汚名は一括りにされている様に見える。

七. 《騒乱後の請負場所》

「死人が出た家には住まわずに焼き捨てる」というアイヌの風習のために、飛騨屋の漁場は運上家や番屋、居小家等々全ての建物の場所を変え新たに建てなければ漁業も出来ない状態。

労働力であるアイヌも多く山奥に逃げ込んでしまい、その人心の安定を図り、漁場に戻って住まわせる為に、介抱品を山奥に運んだり、

漁具の給与など困難と多額な出費を要し、生産を上げるのに数年を費やしている。

*参考文献

『北海道の歴史上』

『新北海道史年表』

『村山文書』

本題 村山文書

「石狩御場所御引渡之砌 於彼地書上之扣八冊 綴込」(安政二年)

一 「イシカリ年々勘定帳 六冊」(『いしかり暦』三四号掲載)

収蔵番号一〇〇〇三の二の一・三・四・五・七・八)

二 「御制札案分写し 非常御備向 烽火台并早走・御詰所元小家

番屋 神社蔵々員数并に間数書并ユウフツ出稼所居小家他」

(収蔵番号一〇〇〇三の二の①)

三 「鰥寡孤独者取扱 病夷取扱」収蔵番号一〇〇〇三の二の②

四 「蝦夷人日々介抱方手宛 給代書 御用状左右継立賃米書」

(収蔵番号一〇〇〇三の二の③)

五 「夷人方買入物并売渡物直段書」(収蔵番号一〇〇〇三の二の④)

六 「鮭場出稼番人名前并に夷人数 秋味蝦夷網引場地名并網員数」

(収蔵番号一〇〇〇三の二の⑤)

七 「安政六年 石狩秋味鮭惣引高并歩訳共調子扣 村山店」

(収蔵番号一〇〇〇三の二の⑥)

これらの文書を見る限りでは、長年の間に「村山家と石狩アイヌ」は相互間はかなり詳細な決め事が成り立っていたと読み取れる。

勘定帳をみると給与の外に「別段手宛」として夫々割合は低いが下々まで特別支給の見られる年もある。

今まで勉強した中ではまだアイヌとの揉め事の文書には出会っていません。

石狩アイヌと勇払アイヌとの漁業権問題は別にして……

『石狩町誌 上巻』によると

この頃(安政三年) 阿部屋の石狩場所使用人

支配人・番人・稼方 五八人

雇和人漁夫 一〇〇人

雇 アイヌ 二〇〇余人

往復 春……番船は風波のため遅れる憂いありで、雪中を

福山↓長万部↓雷電峠↓小樽↓石狩 十三日間徒歩で

帰途……川の凍らぬ内に 支配人も帳役も

石狩川↓江別川↓千歳↓勇払↓福山

越 冬 石狩……番屋守の番人のみ

アイヌ人たちの秋鮭漁切揚げ時 狩り物集め役として番人

1人ずつ伴い奥地へ

冬中の軽物を集め、翌春の堅雪の内に、練場のアイヌを連

れて石狩へ戻る。

上川 一人 熊・狐皮・鷺羽

中川 一人 〱 猟少なし・楡皮

下川(札幌・夕張) 一人

蝦夷人日々介抱方手宛

収蔵番号100003の2の③

給代(与)書 御用状左右二継立 賃米書

(安政2乙卯年4月)

(概略抜粋)

年 中 介 抱 并 手 宛 方					
春中出稼鮭場所雇夷人手宛給代(与)			秋味糸引網雇夷人手宛給代・テツキ雇夷人		
上男/1人	造米	7俵向	上男/1人	造米	6俵向
中男/1人	//	6 //	中男/1人	//	5 //
下男/1人	//	5 //	下男/1人	//	4 //
女 /1人	//	6俵~4俵向迄	女 /1人	//	4俵~3俵向迄
			秋味中 元小家		
			日雇女/1人 造米 2俵~2俵半向迄		
元小家日々雇夷人 定式介抱手宛					
1日/1人 玄米5合宛					
外二 昼介抱 鮭・干鮭					
格別多忙の時 飯并に魚類等相増す 仕事により 濁酒					
漁業中は 定式介抱の外二 中飯として 飯1盃					
秋味 網持夷人					
毎夜 ^{アメモス} 鮠鱒(水鮭) 積下りの節 其の家内中1人に付 濁酒1盃づつ、飯1盃宛					
テツキ雇夷人					
漁業中は 定式介抱の外二 男女のセカチ(子供)に至るまで 日々濁酒1盃 飯1盃宛					
他場所より雇越夷人も同断					
木挽夷人 1ヶ年給代					
上男/1人	造米	14 俵			
中男/1人	//	12 //			
下男/1人	//	10 //			
但 介抱 1日/1人 玄米 1升、 濁酒					

元小家網繕手伝夷人			
手宛給代	冬2ヶ月／1人	2俵	
	夏2ヶ月／1人	2俵	
元小家夜廻夷人 1ヶ月年給代／1人			
造米	11～12 俵	日々手当	濁酒
元小家水汲夷人 1ヶ月年給代／1人			
造米	12～13 俵	日々手当	濁酒
元小家飯焚夷人 1ヶ月年給代／1人			
造米	9俵位	セカチ	8俵～6俵
御用状左右継立夷人 賃米 /1人 夷人出入の節は 定式濁酒介抱			
アツタ江	賃米	5合	
ヲタルナイ江	賃米	7合5勺	
千歳川 (川登り3日・下り2日 往復) 3升7合5勺			
其外 逗留を見込み 米1升、 鮓・干鮓			
冬分は 逗留を見込み 米6升 鮓・干鮓			
御通行継立人足夷人も介抱 (千歳川へ送る夷人 清酒濁酒)			
御用状持夷人	飯1盃	戻り夷人	飯1盃 濁酒2盃
ヲタルナイ	アツタ	千歳川	より御用状持夷人參着の砌 濁酒2盃 飯1盃
以上			
註 安政4年5月 松前藩、蝦夷地御用状定便を毎月2回の定日に定める。			

(概略抜粋)

鰥(夫)寡(婦)孤独者は先年疱瘡流行にて夷人共夥しく死亡の処は、20人程もいる旨伝承していたが、当時は御座無し候。

鰥寡孤独者がいる節は、親族又は其の場所役人方へ引取、元小家より手宛介抱仕り、其外時宜に応じ、古手厚子裂織の類いを与え養育仕り候。

*其内働ける者は、元小家へ取寄せ、相応の働方申付、外夷人並に手宛差遣し

*セカチ(子供)は台所飯焚等に召使い手宛致し

*老人15歳以下にて稼方も出来かねる者は、役夷人方へ引取世話致しおり
窮民者として冬中番人見廻り衣類等渡し凌ぎ

病夷が出た節は、兼ねて仰渡候通り、

*軽重に拘らず、早速に御医師様御見舞の上、御薬頂戴仕り、薬煎じ方は番人に申付け、通詞番人持参仕り与える。

*重病に相成節は 元小家へ引取手宛、番人共の内申合看病仕る
御医師様も朝夕度々御見廻り被下。

*極大病に相成節は 昼夜付切りに介抱

*一通の病人は、夷人雇小屋之内仕切り、薬は日々番人が持参

*多病人に相成節は 小家吉軒へ不残集置き、番人共附置き、
食物等も好み任せ米味噌干物等差遣し、冬中肌薄の病人には古手皮衣等与え凌

疱瘡其外流行病が出た節は

*其の夷人早速山奥へ立退かせ、番人付添介抱手宛仕り、外夷人は決して連れて行ってはならない。厳しく申付け伝染しないようにこころがける。

以上の節は御詰合様の御差図を請け取計う仕来りになっています。

安政2乙卯年(1855年)4月

以上

註 『新北海道史年表』によると

「安政4年(1857年)閏5月6日 箱館奉行所、アイヌに種痘施行のため
東蝦夷地には医師桑田立斎、西蝦夷地には深瀬洋春を派遣する旨場所詰に通達。」

*石狩には何時から 医師が来ていたのか?

嘉永6年(1853年) イシカリ勤番人数の中に、医師1人と 記録あり。

石狩改革後の村山家

一. 石狩改革で 一出稼人となり請負漁場が縮小され 収入が半減。人馬継立業務はそのまま、ゆとりがないので お粗末との 悪評も残っている

二. 戊辰戦争 箱館戦争で初め勝利した旧幕府軍の榎本武揚軍に 場所請負人の復活を願って、借金して工面し納めた六〇〇両

「勝てば官軍 負ければ賊軍」半年後には 「榎本軍に軍資金を出した」という廉で新政府軍に 病身の傳次郎は牢に囚われる(四ヶ月程)。その間に イシカリ漁場は悉くメ山田文右衛門に預けられる。

9月に札問が終了、罪を赦され封印解除後も直ぐには戻してもらえず、小樽の鮭場出稼のみ

三. その間大勢の使用人をかかえ借財は益々増えて

明治三年には 仕入品の支払いや金利も含めて 古借財が三五〇〇両(村山文書収蔵番号一〇〇〇〇五)

四. 明治四年七月石狩漁場の改正により、傳次郎より引上げられた箇所は「村網」石狩町民の共有となり、明治五年村網は廃止される。

明治六年七月右漁場入札払下げと仰せられ、
傳次郎は三五〇〇円にて落札する。外に払下げに関して一一〇〇円の支出あり都合四六〇〇円にて3漁場を取り戻すが借財は益々増える。

五. 井尻半左衛門に 西浜・上貞寧・下貞寧の3漁場

明治八年より七ヶ年間九七〇〇円で漁業権を譲り借財の返済をする。(村山文書収蔵番号一〇〇八七六)

六. 完済の目処が立たないうちに 石狩の漁師らから訴えられ

明治一〇年 傳次郎「身代限り」を告示

七. 明治一三年 二代傳次郎(伊助・曾乃の夫)享年五五歳

明治一七年 初代(?)傳次郎(甚作)享年六〇歳

八. このままでは村山家の再興は望めないと

コト(曾乃の娘)の夫である3代目徳太郎の兄田口棟太郎や清藤源治郎が資金も含めての支援をして、

明治一七年に漸く 西浜・上貞寧・下貞寧 漁場の買戻しにこぎ着ける。養生芝・聚富も追加

徳太郎を支えて 支配人として加藤圓八や藤田利兵衛等が実務その後一〇年位は鮭漁も好景気に恵まれる。

明治二八年 第四回国内勸業博覧会に村山曾乃、塩鮭を出品総裁賞石狩一番の漁業者に復活

(今、勉強している最中の文書は、「海面・河岸返上并拝借願」「鮭魚漁業願」井尻静造から村山曾乃への権利移転手続きの一連の文書)

九. 明治二四年 徳太郎 享年三四歳

明治二五年 七代金八郎(直栄)享年六三歳

明治三一年 八代栄蔵(コトの長男)が村山本家を相続する

明治三三年 曾乃 享年七二歳 加藤圓八 享年六三歳

曾乃亡き後コトが傳次郎家を家督相続 次男貞作と漁業営業近くで元番人等独立

明治四一年 栄蔵石狩を去り小樽へ
(コトは漁場の貸し料で生活か? 戦後迄)

村山家歴代年表

村山文書（御用書・代々書）・新北海道百年表 参照
2021/09/01 安井盛子記

和暦	干支	西暦	村山傳次郎家（長三郎・楳六）	石狩場所 と 村山傳次郎家（長三郎・楳六）
寛永 19	壬午	1642	村山傳次郎 船寄置御年取安部谷（現 石川県志賀町安部置出身） 先祖は船頭家 後世経路藩士となる 和入地（西は稚石村から東は龜田村まで） 松前藩は蝦夷地（和入地で無い）を《商業知行制》 クオースの入札での交易を許す商賈の権利を与える 4代徳川家康の命 養母れん生	（阿部屋）
寛文 元	辛丑	1661	20歳 寛文中に初めて医生	
2	壬寅	1662		
3	癸卯	1663		
4	甲辰	1664		
5	乙巳	1665		
6	丙午	1666		
7	丁未	1667	松前藩船主用向か	
8	戊申	1668		
9	己酉	1669		
10	庚戌	1670		
11	辛亥	1671		
12	壬子	1672		
延宝 元	癸丑	1673		
2	甲寅	1674		
3	乙卯	1675		
4	丙辰	1676		
5	丁巳	1677		
6	戊午	1678		
7	己未	1679		
8	庚申	1680		
天和 元	辛酉	1681		
2	壬戌	1682		
3	癸亥	1683		
貞享 元	甲子	1684		
2	乙丑	1685		
3	丙寅	1686		
4	丁卯	1687		
元禄 元	戊辰	1688		
2	己巳	1689		
3	庚午	1690		
4	辛未	1691		
5	壬申	1692		
6	癸酉	1693		
7	甲戌	1694		
8	乙亥	1695		
9	丙子	1696		
10	丁丑	1697		
11	戊寅	1698		
12	己卯	1699		
13	庚辰	1700		
14	辛巳	1701		
15	壬午	1702		
16	癸未	1703		
宝永 元	甲申	1704		
2	乙酉	1705		

初代 傳兵衛
（重）8/15安部谷に生

船乗の稼業で身を立て
（藩御用の回船業で）
村山家の基礎を築いた
←6/21 徳川初陣（秋田列）を石狩に派遣 初め白根石狩川を採集

松前藩山下伴右衛門（秋保上東役）藩に願い出 弁次江創進

18歳頃 蝦夷地へ渡来 宿請・松前藩士工藤八郎右衛門方
福山（松前） 養母・殿様参府時船頭役 古谷勘左衛門の嫁れん女（魯姫お局助）の菓子とびの入籍
初代松前藩入兵衛 蝦夷地利別にて林業に着手

3 丙戌 1706	11月富士山噴火	場所講負人となり 西郷実地村に「A」・「リ」で懸漁		
4 丁亥 1707	傳大夫實母 わり歿	石狩・厚田・増毛・利尻（石狩は松前藩の支配地） 根拠地であり隠し場所		
5 戊子 1708		堀尾人へ納付方法を教える		
6 己丑 1709				
7 庚寅 1710				
正徳 元 辛卯 1711				
2 壬辰 1712				
3 癸巳 1713				
4 甲午 1714				
5 乙未 1715				
享保 元 丙申 1716	この頃から 松前藩士・家臣に代わり 本州商人による 場所講負制度の盛んに	石狩懸不漁 「ア」の懸漁者200余人	2代 理兵衛 （直母） 致寛 嶋崎半兵衛の子	
2 丁酉 1717				
3 戊戌 1718				
4 己亥 1719				
5 庚子 1720				
6 辛丑 1721				
7 壬寅 1722				
8 癸卯 1723				
9 甲辰 1724				
10 乙巳 1725				
11 丙午 1726	傳大夫 享年88歳			
12 丁未 1727				
13 戊申 1728				
14 己酉 1729				
15 庚戌 1730				
16 辛亥 1731				
17 壬子 1732	妻釋尾妙久歿			
18 癸丑 1733				
19 甲寅 1734	現存最古の村山文書→ 海産物売払代金受取証	年代不詳 親子に 傳兵衛娘栄と初廻		
20 乙卯 1735				
元文 元 丙辰 1736	この頃より「ア」文を使 って船の乗組生面広まる			
2 丁巳 1737	飛騨屋久兵衛 尻別山			
3 戊午 1738				
4 己未 1739				
5 庚申 1740				
寛保 元 辛酉 1741	1719 霧降津波 渡島大島大噴火	くめ栄19歳にて歿 妻に先立たれた坂へ ついに福山に長らず 年代不詳	3代 傳兵衛 （市太郎・直盛） 同年次男 治兵衛（弟）生	
2 壬戌 1742	松前領内諸村で 家屋破壊 791棟			
3 癸亥 1743	破船 1521艘 溺死者 1457人			
延享 元 甲子 1744				
2 乙丑 1745				
3 丙寅 1746				
4 丁卯 1747				
寛延 元 戊辰 1748				
2 己巳 1749				
3 庚午 1750				
宝暦 元 辛未 1751	ソリや 留網 講負 「ア」文に標の装法・ 海鼠貝具の使用指導 漁獲増加す			
2 壬申 1752	店印 印とす			
3 癸酉 1753				
4 甲戌 1754				
5 乙亥 1755	飛騨屋久兵衛 石狩山 の「エ」標装法開始 石狩 5艘の手船を所有			
6 丙子 1756	飛騨屋久兵衛 石狩山 の「エ」標装法開始 石狩 5艘の手船を所有			
7 丁丑 1757	河口から江戸へ坂へ			

村山傳兵衛 初めて石狩で奥網を用いて鮭を捕る 場所講負人となり 西郷実地村に「A」・「リ」で懸漁 石狩・厚田・増毛・利尻（石狩は松前藩の支配地） 第六	西郷実地宗谷留網を講負
ソリヤ場所講負う（別列を中心に）	

8	戊寅 1758								
9	己卯 1759								
10	庚辰 1760								
11	辛巳 1761								
12	壬午 1762								
13	癸未 1763								
14	甲申 1764								
15	乙酉 1765								
16	丙戌 1766								
17	丁亥 1767								
18	戊子 1768								
19	己丑 1769								
20	庚寅 1770								
21	辛卯 1771								
22	壬辰 1772								
23	癸巳 1773								
24	甲午 1774								
25	乙未 1775								
26	丙申 1776								
27	丁酉 1777								
28	戊戌 1778								
29	己亥 1779								
30	庚子 1780								
31	辛丑 1781								
32	壬寅 1782								
33	癸卯 1783								
34	甲辰 1784								
35	乙巳 1785								
36	丙午 1786								
37	丁未 1787								
38	戊申 1788								
39	己酉 1789								
40	庚戌 1790								
41	辛亥 1791								
42	壬子 1792								
43	癸丑 1793								
44	甲寅 1794								
45	乙卯 1795								
46	丙辰 1796								
47	丁巳 1797								
48	戊午 1798								
49	己未 1799								
50	庚申 1800								
51	辛酉 1801								
52	壬戌 1802								
53	癸亥 1803								
54	甲子 1804								
55	乙丑 1805								
56	丙寅 1806								
57	丁卯 1807								
58	戊辰 1808								
59	己巳 1809								

西兵相近江戸人の家認
松前藩 財政破綻をきたし、領主直頼藩所が商人の請身に出される

イソカリアインに天然痘蔓延 7月の記録で死者647人 等八(傳吉)

阿部重武兵衛(伊兵衛の父・千代の孫)古澤藩地に藩

石狩山(漁岳・丸瀬岳) エウトト松 77年開

石狩から 赤台経由と白雲十勝経由で道東へ

持船運船22艘破産のなか 等八邸のなか

石狩山の材木 運出し売却金古酒屋半額に

寛政年代 20年以上不漁続き

村山場所請負船免 小山園権兵衛1年で行揚げ

板垣重四郎も3年で引揚げ

松前藩を蝦夷地奉行として箱館に創置→箱館奉行
六代将兵衛味木の嘆き其孫父→

松前奉行として役所も松前に 西蝦夷地も幕府直轄に
柏屋藤助善兵衛外、共同で赤谷・利重場所請負→

この時期が、村山家の最盛期 カラフト
国後・自製の乱 和入171人殺さる フイヌ200人中37人死罪
次男お兵衛殺
横船決闘「美島列島」12回を完成
9/8船室にロシア船 村山家長期接待に欠出費 松前に大暴風
ラクスラツツ六黒島光本天伴(1)漁獲要求この年箱館へ6/30迄 54人

8月イギリスと船室闘へ 伊達林右衛門マツタ場所で行漁
松前藩に蝦夷地御用掛(番支配)
11 己未 1799
12 庚申 1800

松前藩を蝦夷地奉行として箱館に創置→箱館奉行
六代将兵衛味木の嘆き其孫父→

松前奉行として役所も松前に 西蝦夷地も幕府直轄に
柏屋藤助善兵衛外、共同で赤谷・利重場所請負→

松前の問屋株取得

石狩・ヤマト場所請負

4代 等八 (傳吉)

5代 利兵衛 (祐通)
敦賀 西岡治左衛門 伴小字 林助

カワ島島の漁場調査

クナシリ請負

西念寺に七条殿御寄進

赤谷・斜里

舟字 舟字を所さる

舟字 舟字を所さる

舟字 舟字を所さる

舟字 舟字を所さる

まじけ場所

町年寄榎町代 岸緑水20歳

飛騨屋の下請けでカラフト

トルモツル

石狩 樽中場所

ツツノエ御罪 飛騨屋の高船クナシリ・エトロフへ

箱館屋松前へ渡来

豊田高橋又右衛門の知行地請負→

石狩山材木 エウトト松

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

飛騨屋の請負場所を継ぐ

7 庚午 1810	コロオニツ開辦								
8 辛未 1811	リコルト 文化4年奉捕された五郎治等6名とコロオニツ交換								
9 壬申 1812	決戦。高田屋藩兵衛らを連行 藩兵衛をたて問屋交渉に来る								
10 癸酉 1813									
11 甲戌 1814									
12 乙亥 1815	宗谷・料理場所 相原藩野番兵衛捕縛開始								
13 丙子 1816									
14 丁丑 1817									
文政 元 戊寅 1818									
2 己卯 1819									
3 庚辰 1820	竹屋株長左衛門、相原藩野番兵衛に替わって赤市場所捕虜								
4 辛巳 1821	山田文右衛門勇弘場所捕虜人となる								
5 壬午 1822	藩内は北方防備の体制が整ったとして蝦夷地を松前藩に返す								
6 癸未 1823									
7 甲申 1824	中川五郎治 権柄接捕始め								
8 乙酉 1825									
9 丙戌 1826									
10 丁亥 1827									
11 戊子 1828									
12 己丑 1829									
天保 元 庚寅 1830									
2 辛卯 1831									
3 壬辰 1832									
4 癸巳 1833									
5 甲午 1834	1/1 石狩川河口付近築港 2/22毎月日暮く 2/29ウニチュウ F6.4度 元小幡番地80軒以上破倒し、地割リ泥砂噴出す、津波								
6 乙未 1835									
7 丙申 1836									
8 丁酉 1837									
9 戊戌 1838									
10 己亥 1839									
11 庚子 1840									
12 辛丑 1841									
13 壬寅 1842									
14 癸卯 1843									
弘化 元 甲辰 1844									
2 乙巳 1845	松浦武四郎第1回蝦夷地探検								
3 丙午 1846	松浦武四郎第2回蝦夷地探検								
4 丁未 1847	井太左衛門								
嘉永 元 戊申 1848									
2 己酉 1849	松浦武四郎第3回蝦夷地探検								
3 庚戌 1850									
4 辛亥 1851									
5 壬子 1852									
6 癸丑 1853									
安政 元 甲寅 1854	バウ一種船入港 箱館奉行在任								
2 乙卯 1855	石狩役所が石狩に設置								
3 丙辰 1856	松浦武四郎第4回蝦夷地探検								
4 丁巳 1857	松浦武四郎第5回蝦夷地探検								
5 戊午 1858	松浦武四郎第6回蝦夷地探検								
6 己未 1859	9/27南府 会津・仙台・久保田・狂内・船岡・弘前の東北6藩に蝦夷地を分与し警備・開拓を命じる								
文久 元 辛酉 1860	狂内藩 (ババツシノ領・丸山モウハレ領・トバエ工領・チシホ刺子ババツシノリ・ラズツシノ領・ツツシノ領)								
文久 元 辛酉 1861	ババツシノ陣 2代目総奉行酒井玄蕃が狂内 (武士・各種職人・農民等500余人移住)								

享年16歳

後に 豊石衛門は八幡になり難いの通り加茂津藩番頭へ戻る

村山家身代取崩の為5代利兵衛呼び戻しの勧告書

下らず ← 父や母次郎の説得も兼ねての上京が 母次郎(岡家の養子に取決め) 御收納方元禄役戻 廻船問屋部は利兵衛 分家 村山屋六の本家を吞え活耀(伴ひきの藩重子・曾乃の父)

6/5出帆・6/17着 妻れん外縁・孫等7.8人に書とされた1/1返

享年29歳 教育にて

妻れん歿

2代・3代Y4結婚 御先手組 一代中の間席

父々中の間席中川姓

7代 金八郎 (直米)

曾乃生

3代長三郎(横七)歿

4代長三郎(横吉)歿

4代 延作

4代 延作

5代 延六

11歳

4月利兵衛襲撃即ち石狩にて歿

伊達林石衛門 柳原屋半助と共に 町年寄御收納方元禄役

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

石狩13場所 石狩井太左衛門

2	壬戌 1862								
3	癸亥 1863	8/8 天鹽沿岸に地震 石狩津波	9月荒井金助相繼に展る (後任梨本藩五郎)						
元治	元 甲子 1864								
慶応	元 乙丑 1865								
2	丙寅 1866								
3	丁卯 1867								
4	戊辰 1868	箱館裁判所→箱館府 戊辰戦争 在り番番出陣後、数戸の農民を殺して急遽引揚げる							
明治	元 戊辰 1868	戊辰戦争終了 箱館府廃止 箱館府五稜郭に 幕府脱走者 榎本武揚等報復処刑							
2	己巳 1869	戊辰戦争終了 箱館府廃止 開拓使設置 蝦夷地を北海道 場所請負人を雇い漁船等として多くの者に 藩命で旧石狩本陣井に蔵々山田文右衛門へ一時移り							
3	庚午 1870	石狩町は兵部省の管轄から幕府領に (左岸人家120軒、通棧棧3~14軒、若生人家15~16軒、開拓走出場所・須防)							
4	辛未 1871	花井和・生張村							
5	壬申 1872								
6	癸酉 1873								
7	甲戌 1874								
8	乙亥 1875								
9	丙子 1876								
10	丁丑 1877								
11	戊寅 1878								
12	己卯 1879								
13	庚辰 1880								
14	辛巳 1881								
15	壬午 1882	函館・札幌・釧路に3県							
16	癸未 1883								
17	甲申 1884								
18	乙酉 1885								
19	丙戌 1886	北海道庁							
20	丁亥 1887								
21	戊子 1888								
22	己丑 1889								
23	庚寅 1890								
24	辛卯 1891								
25	壬辰 1892								
26	癸巳 1893								
27	甲午 1894								
28	乙未 1895								
29	丙申 1896								
30	丁酉 1897								
31	戊戌 1898								
32	己亥 1899								
33	庚子 1900								
34	辛丑 1901								
35	壬寅 1902								
36	癸卯 1903								
37	甲辰 1904								
38	乙巳 1905								
39	丙午 1906								
40	丁未 1907								
41	戊申 1908								
42	己酉 1909								
43	庚戌 1910								
44	辛亥 1911								
45	壬子 1912								

享年61歳

林太郎享年66歳コト生
 勝田田兵衛村山家入仕
 11歳
 晋作相繼 喜六家へ展る

2代利兵衛伊助傳次郎右兼 曾乃再婚
 5月伊助→佐兵衛と改名傳次郎家内入
 正継

小樽築山出陣後芝居業のみ
 間妻本右小樽へ→
 3代利兵衛又利カ一家

利兵衛相繼喜六家へ展る
 傳次郎伊助傳次郎に60両割納の幕で流局入年
 4月佐兵衛伊助→傳次郎と改名 8月5日幕へ
 4年5月 曾乃家展る石狩家へ
 旧石狩本陣井に蔵々山田入五郎からの要領願出す

箱山を搬退小樽へ
 井尻半左衛門・静應
 が長年支援する

西宮貞興海船編組通員付1,500円で株贖一取に
 (代人井尻半左衛門に託す (77年銀の))
 村山傳次郎身代報告宗 石狩横町へ転住
 傳次郎伊助 曾乃が村山家全体をみる
 総代理人田口梅太郎 漁業部 加藤團八
 コト徳太郎 (田口梅太郎弟) と婚姻

8代 栄蔵
 榎本家・コトの長男

石狩通船井所家より返却 (貞孝・大綱・川所) 展展す
 新たに 養生芝・栗富を買う
 支配人傳次郎徳太郎 紐屋兼船主 (6年間位)
 静無も長好積く
 傳次郎徳太郎 享年34歳

曾乃

曾乃享年72歳 コトが傳次郎家相繼
 支配人 加藤團八
 石狩の漁業家中首位
 代傳次郎貞作? 漁業組合

村山本家 8代目相繼

石狩を去り小樽へ

栄蔵 慶徳義塾中退

以下省略
 昭和46年 90歳歿

※ 大正4年 11/10 3代村山傳兵衛 従5位を贈る 北海道拓殖功勞者として
 ※ 昭和13年 8/15 「開拓神社」創立 村山傳兵衛等 36柱祀られる 札幌神社 (北海道神宮) 境内
 ※ 9代 村山栄 (明治41年~昭和59年) 10代 村山慶一 (昭和16年~現在に至る)

いしかり暦 第三十五号

令和四年三月三十日 印刷

令和四年三月三十日 発行

発行者 石狩市郷土研究会

石狩市花川南五条二丁目一三一

村山耀一方

TEL 〇一三三三―七二七四八九